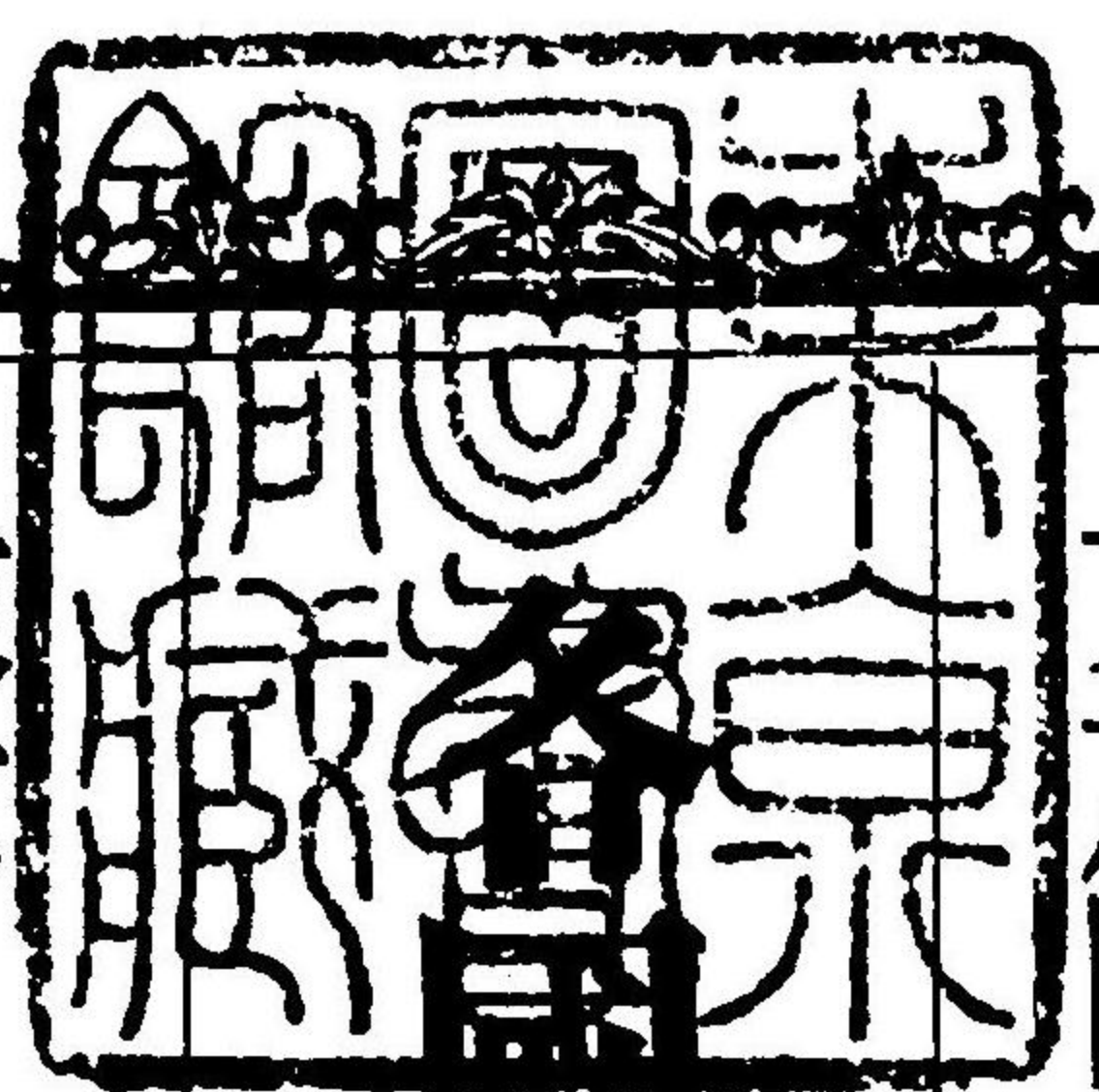


No 6628 / 23

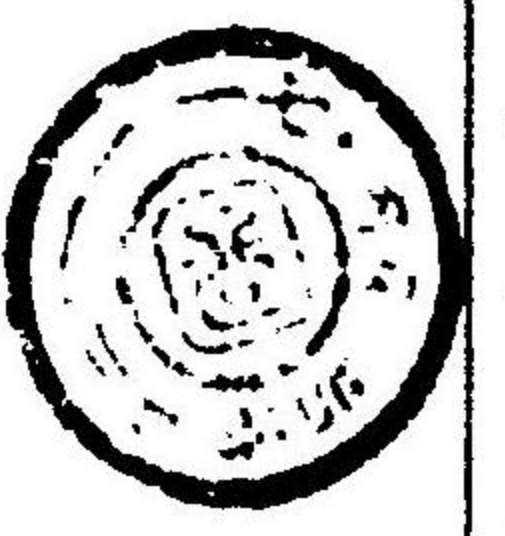


貴族院事務局藏版

審判上院規則

東京

築地活版製造所印行



37-162

各國上院規則

目次

英國貴族院規則

第一章	陛下ノ臨御アラセラル、時ニ行フヘ *儀式順序	一丁
第二章	議會ノ開閉若ハ會期ノ開閉ニ於ケル 手續	三丁
第三章	貴族院及其ノ整理	五丁
第四章	貴族及其ノ紹介ノ方法	九丁
第五章	本院ノ事務討論分列及異說	一二丁
第六章	議案及委員會	二四丁
第七章	雜則	三五丁

目次

一

第八章	特權及特權委員會	三六丁
第九章	愛蘭士ノ貴族	五一丁
第十章	使命及協議會	五六丁
第十一章	代理表決	五八丁

○ 附錄

六一丁

米國元老院規則

第一章	臨時議長ノ選舉	七三丁
第二章	誓約	全丁
第三章	會議ノ開始	七四丁
第四章	議事録	全丁
第五章	定足數并ニ闕席議員ノ召喚	七五丁

第六章	當選證書ノ呈出	七六丁
第七章	朝會議	七七丁
第八章	處務ノ順序 一	八〇丁
第九章	同 二	八一丁
第十章	特別日程	八二丁
第十一章	文書ノ朗讀ニ對スル異論	八三丁
第十二章	表決	全丁
第十三章	再審	八五丁
第十四章	議案、連合立議及立議	八六丁
第十五章	議案并ニ全院委員	八八丁
第十六章	支出議案ノ修正	九〇丁
第十七章	修正案ハ本案ニ關係ナシ卓上ニ置ク	九二丁

目次

第十八章	修正案并ニ疑問ノ分裁	九二丁
第十九章	討論	九三丁
第二十章	秩序ノ問題	九五丁
第二十一章	動議	九六丁
第二十二章	動議ノ先行	九七丁
第二十三章	前告文	九八丁
第二十四章	委員ノ選舉	九九丁
第二十五章	常任委員	一〇〇丁
第二十六章	付托委員ノ解務ニ關スル動議及其ノ報告ノ猶豫	一〇五丁
第二十七章	兩院協議委員ノ報告	一〇六丁

四

第二十八章	公文	全丁
第二十九章	書類ノ印刷等	一〇七丁
第三十章	書類ノ扣去	一〇九丁
第三十一章	反對ノ報告ヲ受ケタル爭訟ノ委審	全丁
第三十二章	會期ト會期ノ間ニ繼續スヘキ事務	一一〇丁
第三十三章	議場ニ關スル特權	一一一丁
第三十四章	元老院所轄諸室ノ管理	一一三丁
第三十五章	秘密會議	一一四丁
第三十六章	行政會議	全丁
第三十七章	行政會議并ニ條約會議	一一六丁
第三十八章	行政會議并ニ吏員ノ薦舉ニ關スル議事	一一九丁

目次

五

第三十九章	行政會議錄ハ賸寫ヲ以テ之ヲ大統領 ニ送呈スヘシ	一二三丁
第四十章	本規則ノ停止及修正	一二三丁
○		
佛蘭西國元老院規則		
第一章	假議長局及確定議長局	一二七丁
第二章	議員ノ資格審査	一二九丁
第三章	部及委員	一三一丁
第四章	會議	一三八丁
第五章	表決	一四四丁
第六章	元老院ニ提出シタル法律案	一四九丁
第七章	發議疑問質問	一五五丁

第八章	至急ノ宣告	一五八丁
第九章	請願	一六三丁
第十章	請暇	一六七丁
第十一章	元老院内部及外部ノ警察ニ關スル議長ノ 權	一六八丁
第十二章	懲罰	一七〇丁
第十三章	元老院ニ送付セラレ又ハ元老院ヨリ代議 院ニ送付スヘキ法律案及發議案	一七四丁
第十四章	會計	一七八丁
第十五章	雜則○總代○徽章○事務ノ分割○内部ノ 規則	一七九丁

白耳義國元老院規則

第一章	假議長局及資格審査	一八七丁
第二章	本議長局	一八八丁
第三章	會議	一九〇丁
第四章	發議	二〇〇丁
第五章	委員會	二〇六丁
第六章	歸化ニ關スル法律執行ヲ規定スル條例	二一〇丁
第七章	總代及上奏	二二二丁
第八章	會計監察官及會計	全丁
第九章	書記生	二二三丁
第十章	圖書	二二五丁
第十一章	元老院ノ吏員	二二六丁

伊國元老院規則

第十二章	休暇	全丁
第十三章	元老院及高坐ノ取締	二二七丁
○		
伊國元老院規則		
第一章	元老院及其ノ職員ノ組織	二二一丁
第二章	議長局ノ職權	二二七丁
第三章	部及中央部	二二九丁
第四章	委員	二三四丁
第五章	會議發言討論	二三八丁
第六章	國王ノ大臣又ハ代議院ノ提出ニ係ル法律案	二五四丁
第七章	議員ノ提出ニ係ル法律案	二五九丁
第八章	質問	二六二丁

第九章	請願	二六三丁
第十章	總代及上奏	二六八丁
第十一章	新ニ任命セラレタル議員ノ認許、辭職及請暇	二六九丁
第十二章	内外秩序ノ維持	二七三丁
第十三章	職員及雇員	二七四丁
○		
李國貴族院規則		
第一章	本院ノ參集及組成	二八三丁
第二章	本院ノ議長及役員並ニ其職權及職務	二八五丁
第三章	部	二八八丁
第四章	委員會並ニ總會議ノ第一讀會及第二讀會	二八九丁

及一回決議會ニ於ケル法案發議及請願ノ取扱		
第五章	總會議規則	三〇〇丁
第六章	秩序規則	三一三丁
第七章	本院ノ議員	三一四丁
第八章	上奏	三一八丁
第九章	通則	三一九丁
○		
埃國貴族院規則		
第一章	會期ノ開始	三二三丁
第二章	議長及事務局	三三四丁
第三章	議員	三三七丁

第四章	常置委員會、特別委員會及全院委員	三二八丁
第五章	會議、議事錄及速記報告	三三五丁
第六章	動議	三三八丁
第七章	政府議案及下院議案	三四二丁
第八章	議事日程	三四三丁
第九章	議事第一讀會、第二讀會、第三讀會及緊急會議	三四四丁
第十章	發言規則	三五〇丁
第十一章	表決及選舉	三五四丁
第十二章	質問	三五八丁
第十三章	請願及其他ノ呈書	三五九丁
第十四章	貴族院ノ代議士院及外部ニ對スル關係	三六一丁

第十五章 重要ナル法律議案ノ取扱及議院規則ノ改 三六五丁
正

各國上院規則目次終

37-162

英國貴族院規則

英國貴族院規則

凡例

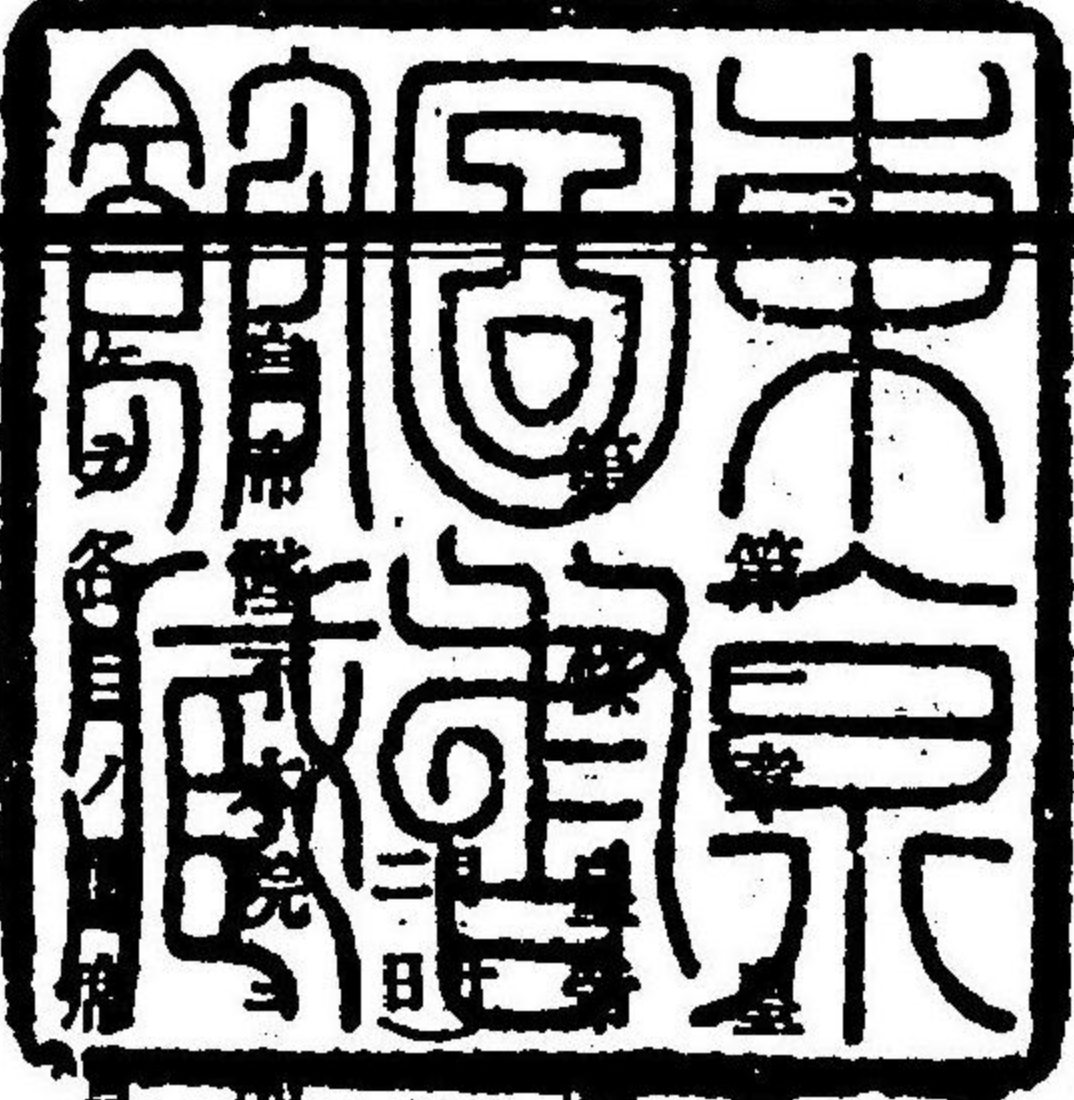
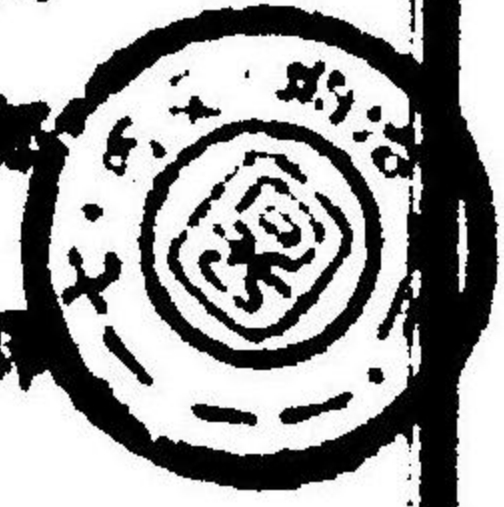
一本篇ハ一千八百八十九年(明治二十二年)刊行ノ英國貴族院規則ヲ譯
スル所ニ係ル
一篇中條項ノ下所々ニ括弧ヲ施シ註解ヲ附スルモノハ譯者カ置ニ在
英ノ日英國貴族院書記官ニ就キ質セシ所ヲ採録シ讀者ノ參考ニ資
セント欲スルナリ

明治二十三年十月

譯者 謹

英國貴族院規則

貴族院書記官 木内重四郎



陛下臨御ノ時ニ行フヘキ儀式順序

陛下臨御ノ際議院ノ秩序(廿二日一千七百三十二年二月)

御アラセラル、時ハ總テノ貴族議員ハ大禮服ヲ著

凡ベテ盛儀ヲ行フ場合ニハ陛下ノ臨御ニ先クテ本院議場ノ入口議場
并ニ便殿ニ通スル沿路ノ入口ハ總テ閉鎖シ式部長及式部長カ外國公
使若ハ著名ナル外國人タルコトヲ大式部卿(ロード、グレート、ナ
ムパレーン)ハ大禮アルニ方リ儀式ノ事ヲ總裁シ世襲ノ職タリニ保證

英

シタル人物ノ外ハ本院議員、本院補助員、出院ノ權利ヲ有スル貴族ノ長
子、及本院ニ屬スル官吏ヲ除クノ外、何人ト雖、本院ニ入ルヲ許サズ、又何
人ト雖、相當ノ許可ヲ受クルニアラザレハ本院ニ入ルコトヲ得ス、會期
ノ初日ニ於テハ、大式部卿若ハ其ノ代人ニ請フテ其ノ許可ヲ受ケタル
者ニアラザレバ本院ニ入ルコトヲ得ス、陛下ノ御裳ヲ執リテ玉座ノ後
ニ立ツ者、及御章(雙冠雙劍)ヲ捧シテ玉座ノ第二段階ニ立ツ者ノ外、何人
ト雖、玉座ノ上若ハ玉座ノ階上ニ立ツコトヲ得ス、

陛下本院ニ臨御アラセラル、日ニ於テハ、便殿(彩書室ト稱ス)及便殿ヨ
リ講場ニ至ル通廊ハ、守衛長、守衛長補及守衛ヲシテ之レヲ警衛セシメ、
從僕及其他ノ人ヲ退去セシムヘシ、(貴族議員ノ從者其禮服ヲ捧シテ從
フ者ハ此ノ限ニアラス)何人ト雖、貴族ノ在ル間ハ、脱帽セザルベカラズ、
本院ニ出勤スルノ命ヲ受ケタル、ナイト、マーシャルノ屬僚(ナイト、マー

シャルノ屬僚トハ警吏ヲ謂フナリ)ハ、昇階及之レニ通スル沿廊ヲ警衛
シ、從僕若ハ其他ノ人ノ騷擾ナカラシムベシ、大式部卿若ハ其ノ代人ハ、
守衛長、守衛長補及守衛並ニ、ナイト、マーシャルノ屬僚ヲシテ、右ノ規定
ヲ循行セシムヘシ、此ノ規定ハ印刷公行シ、諸人ヲシテ之ヲ知り易カラ
シメ、ソカ爲メニ議會各會期ノ初日、之ヲ本院及、ウエストミンスター、會
堂ニ屬スル諸門扉ニ貼付スベシ、

第二章 議會ノ開閉若ハ會期ノ開閉ニ於ケル手續

第二條 開院式ノ手續(一千八百四十一年七月三日)

議會開會ノ時ニハ、祈禱ヲ行ヒ、議長カ議會條例ニ遵由シテ宣誓ヲナシ
タル後、蘇克蘭土ト稱スル大不利願ノ一部ヨリ、選舉、召集、確認セラレタル
貴族十六名ノ當選復命書ニ基キ、議長秘書官(クラーク、オフ、ゼ、クラオン)
トハ上院議長ノ奏聞ニ由リ國王之ヲ任命ス、議長ニ專屬シテ召集狀ヲ

發スルコトヲ掌ルノ調製シタル當選證書ヲ朗讀シ、庶席ノ世務及執務
 貴族議員悉ク宣誓ヲナシ之ニ次テ議案ノ朗讀アリ、是レ唯儀式ニ過キ
 スシテ、政府黨ノ領袖之ヲ提出シ題號ヲ朗讀スルヲ常トス、而シテ其ノ
 儀案ハ大抵二百年前ノモノヲ用ユ、勅諭ヲ拜聽スルニ方リ先ツ法案ヲ
 朗讀スルハ古來自治ノ特權ヲ表章スルカ爲ナリ、次ニ大法官(即議長)ハ
 陛下ノ勅諭ヲ報告シ(往時ハ國王親シク勅語ヲ朗讀セリシガ較近ニ
 至リ此ノ事廢メリ)而シテ後議院ハ全院委員長ヲ指名選定シ特權委員
 ノ任命ヲ行フ、而シテ同一ノ議會中、各會期ノ始ニ於テハ、新総後議案ヲ
 朗讀シ(儀式ノ爲メニ)陛下ノ勅諭ヲ報告シ、全院委員長ヲ指名シ、特權委
 員ヲ任命スルモノトス、

第三條 會期ノ終結ニ於テ議會ノ停會

會期ノ終結ニ方リ議會ノ停會ヲ命スルトキハ、通常ノ令狀ヲ以セス、上

院ノ或議員ニ差向ケタル勅命狀ヲ以テスルモノトス、而シテ大法官ハ
 先ツ該勅命狀ノ大意ヲ議院ニ通シ、特ニ命ヲ受ケタル議員(三人若ハ五
 人ヲ定數トス議長必ス其ノ一人ナリ)大禮服ヲ著セテ玉座ト對席(即チ
 議長席)トノ間ニ占座シ、守衛長ニ命シテ、勅命ヲ受ケタル上院議員カ庶
 民院議員ノ直ニ貴族院ニ出席センコトヲ欲スル旨ヲ、下院ニ傳ヘシム、
 庶民院議員本院議場ノ欄外ニ來リ脱帽起立スルニ及テ、書記官長右ノ
 勅命狀ヲ朗讀ス、是ニ於テ議會ハ該勅命狀ノ命スル所ニ從テ停會セラ
 ル、モノトス、

第三章 貴族院及其ノ整理

第四條 貴族院議員ノ席次

議員ハ議會條例(ヘンリイ)八世ノ三十一年ニ制定シタル條例第十號ニ
 シテ本篇ノ附錄第一節ニ載スル所即チ是ナリ)ノ規定スル列次ニ隨テ

著席シ、大法官ハ本院ノ議長トシテ、庶席議長應ニ著クヘシ、

第五條 貴族院議長(一千六百六十一年六月九日)

大法官即チ英蘭土大掌櫃ハ貴族院ニ議長トシテ平常本院ニ臨席スヘキコト固リ其義務ナリトス、而シテ大法官事故ノ爲ニ本院ニ臨マズ、又國王ヨリ國璽ヲ以テ特ニ議長代理ノ命ヲ受ケタル者ナキトキハ、貴族院ハ其ノ臨席ナキ間、自カラ議長ヲ選定スルコトヲ得、預メ選定シ置クヲ常トス、

第六條 法官及樞密顧問官

令狀ニ依リテ出席ノ命ヲ受ケタル判事及樞密顧問官等ハ、大法官ノ許可(大法官ハ議院ニ代リテ許可ヲ與フルナリ)ヲ受クルマテハ脱帽シ居ラザルベカラズ、且ツ本院ノ請求ヲ俟タズシテ、其ノ説ヲ吐露スルヲ得ス、若シ之ヲシテ其ノ説ヲ述ヘシムルニ付キ異議ノ生ラタルトキハ、之

ヲ議院ニ詢ヒ多數ヲ以テ之ヲ決スルモノトス、

第七條 法律顧問

博識ナル法律顧問(即チ判官)モ亦議長ニ陪席スルモノトス、但シ帽ヲ戴クヲ許サズ、(上院ニ於テ審廷ノ事ニ從フトキ此ノ要アリ)

第八條 會議中在院ノ權利ヲ有スル者ノ外入場ヲ許サザルコト(一千八百八十八年四月二十八日、一千八百九十二年五月二十六日)

本院ノ會議中ハ、本院議員、庶民院ノ議員ニアラサル貴族、右貴族ノ世子、有爵夫人ノ世子、及補助員トシテ本院ニ臨席スル者ノ外ハ、何人ト議、議場ニ在ルヲ許サズ、

第九條 會議中守衛ノ入場ヲ許サザルコト(一千七百三十四年、一千七百四十四年)

本院ノ守衛ハ會議中議場ニ入り又ハ留マルヲ得ズ、(但シ特ニ入場ヲ命ゼラレタルトキハ此ノ限ニアラス)

第十條

貴族及其ノ從者ノ外分列場等ニ入ルヲ許サザルコト
(一千九百二十八年五月二十三日)

貴族(世務貴族、敎務貴族、及世務貴族ノ長子)及本院ノ必要ナル臨席者ノ外ハ、何人ト雖、分列場若ハ委員室ニ入ルヲ許サズ、

第十一條 議場ニ對スル敬意

議場ニ在リテハ、議事開始前ニ於テモ、本院議員ノ外、何人ト雖、帽ヲ脱クヲ許サズ、且ツ貴族ノ長子(公侯伯子有爵者ハ其ノ爵以下ノ爵號ヲ併有スルヲ常トスルヲ以テ此ノ諸貴族ノ長子ハ次爵ノ稱號ヲ兼用スルヲ常トセリ、但シ男爵者ノ長子ニハ此ノ稱號ナシ、貴族男子ナキハ其女子ハ爵號ヲ稱スルヲ得レトモ其ノ婿ハ之ヲ用キルヲ得ス但シ其ノ子ハ之ヲ稱スルヲ得ルモノトス)ト雖、合狀ヲ以テ特ニ召集セラレタル者ニアラザレバ帽ヲ脱クヲ得ス、又此ノ他ノ人ハスベテ議場ニ留マレ

許サズ、貴族ノ從者モ亦其ノ主人ヲ導キ來リタル後ハ直ニ退キ去ルヘキモノトス、

第四章 貴族及其ノ紹介ノ方法

第十二條 二十一歳以下ノ貴族ハ入場ヲ許サザルコト
(一千九百十五年五月八日)

(二十)

二十一歳以下ノ貴族ハ本院ニ出席スルヲ許サズ、

第十三條 世襲貴族ハ紹介ヲ要セザルコト
(一千九百二十七年七月二十七日)

此ノ王國ノ世襲貴族年齢二十一歳ニ達スル者(貴族ノ世子家督ヲ相續スルトキハ其ノ旨ヲ議長ニ通報シ、議長ハ旨ヲ秘書官ニ下シ召集狀ヲ相續者ニ遣ハサシム、若シ相續ニ關シ爭論起ルトキハ雙方ヨリ國王ニ訴願シ王ハ之ヲ上院ニ下シ審議セシメ、上院ハ更ニ之ヲ特權委員會ノ審議ニ付シ其ノ報告ヲ俟テ議決ス)ハ總テ紹介ヲ須タズ貴族院ニ出

英 席スルコトヲ得、

右ノ如キ貴族ハ初メテ貴族院ニ來ルガ爲メニ系圖師ニ手數料ヲ拂フヲ要セス(此ノ職ハ上院ノミニ設ケタリ私業ニ屬スレトモ國王ノ任命ヲ受クルモノトス、新タニ貴族ニ列セラレタルトキハ此ノ系圖師ニ就キテ手數料ヲ拂ヒ系譜調製ヲ依頼ス)

右ノ如キ貴族ハ系圖師ニ依リ若ハ儀式ヲ設ケテ、貴族院ニ紹介セラル、ヲ得ス、若シ貴族自ラ適當ト認ムルトキハ著席ノ上授爵狀ヲ院卓ノ上ニ置キ、以テ議會ニ臨席スルノ權利ヲ有スルコトヲ證シ、之ヲ貴族院ノ議事録ニ記入セシムルコトヲ得、右ノ授爵狀ハ、議事録ニ記入シタル後、其ノ持主タル貴族ニ返附スヘキモノトス、

第十四條 遺言特別制限法ニ依レル貴族ノ紹介

此ノ王國ノ貴族ニシテ世傳ヲ以テセス、遺言特別制限法(功勞アル名家

十

ノ後ヲ絶タザラシメンガ爲メニ其家系絶ユルトキハ授爵ノ當時ニ遺ヲ授爵者ノ兄弟ノ血統ヲ求メ其ノ男統ヲ立ツルモノトス)ニ遵據シテ相續セタルモノハ必ス紹介ヲ要スルモノトス、

第十五條 授爵狀及召集狀ヲ議事録ニ記入スルヲ(一千八百五十二年五月三十一日)

此ノ王國ノ貴族、本院ニ紹介セラレタル場合ニ於テ、貴族タルコトヲ許サレタル授爵狀ハ、其ノ朗讀ノ後、原文ノ儘召集狀ト共ニ、本院ノ議事録ニ登録シ、之ヲ本人ニ返附スヘシ、

若シ召集狀ノ書式ニシテ古來ノモノト異ナル所アルトキハ其ノ由來ヲ検査スヘシ、

第十六條 貴族院議員宣誓ノ時刻(一千八百六十六年五月三日)

一千八百六十八年ノ誓約條例ヲ以テ修正シタル、一千八百六十六年ノ議會宣誓條例ニ依リ兩院議員ハ各議會ノ初ニ於テ宣誓ヲ行フヘシ、貴

英

十一

族院議員ハ午前九時ヨリ午後五時マテノ間ニ於テ之ヲナスヘシ、

第十七條 闕席議員(一千八百八十九年三月二十二日)

議員若シ充分ノ理由ナクシテ闕席スルトキハ委員選定委員會ハ其ノ出席ヲ促スコトヲ得、

第十八條 賜暇(一千八百八十九年三月二十二日)

議員相當ノ理由アルニ由リ賜暇ヲ請フトキハ本院之ヲ許可スルコトアルヘシ、

第五章 本院ノ事務、討論、分列、及異說

第十九條 議院ノ秩序

上院ノ貴族ハ會議中可成的其ノ威嚴ト秩序トヲ保維スヘキモノニシテ正當ノ理由ナク其席ヲ離レ以テ其ノ近傍ニ著席セル人ヲ妨ケ、議院ノ秩序ヲ紊ルヘカラス、若シ議院ノ一隅ヨリ他ノ一隅ニ行クトキハ五

座ニ對シテ揖禮スヘシ、

第二十條 貴族院議長

議長、議院ニ對シテ演說スルトキハ、脱帽スルヲ常トス、又討論ノ順序ヲ先後スルカ如キ、議案ニ關スル尋常ノ事、是等尋常ノ事ニ至ルマテ議員ハ議長ノ所爲ヲ制シ得ルモノトス、ノ外ハ、議員ノ協賛ナクシテ、議院ノ延會ヲ命シ、又ハ議院ヲ代表シテ、事ヲ處スルコトヲ得ス、議院中、異議ノ生スルトキハ、議院ノ採決ニ付ス、若シ議長、或事ニ付キ特ニ發言セント欲スルトキハ、一貴族トシテ其ノ議席ニ著カナルヘカラス、

第二十一條 動議ノ豫告及議事日程(一千八百五十二年三月二十六日)

公案ノ議事手續及其ノ他ノ事件ニ關スル一切ノ豫告ハ、其ノ提出ノ先後ニ隨ヒ、若ハ豫告者ノ承引スル順序ニ隨ヒテ、之ヲ毎日ノ摘要簿ニ記入スヘシ、議院ハ右ノ順序ヲ追フテ之ヲ處理スヘシ、但シ豫告ヲナシテ

ル議員ニシテ、之ヲ撤回スルカ又ハ議院ノ許可ヲ得テ延期スルカ若ハ
 右豫告ノ審議ニ進ミタル後、既定ノ時刻ニ開席シ居タルトキハ、此ノ限
 ニアラス、右ノ如ク、豫告議員コレヲ其ノ豫告ノ審議中開席シ居タルト
 キハ、経過日程ト稱シ再ヒ豫告ヲ提出シヨル後ニアラサレハ、之ヲ院議
 ニ付スルコトナシ、
 如何ナル場合ニ於テモ、議院ノ規則ヲ停止セントスル豫告、及私案ニ關
 スル豫告ハ、他ノ豫告ニ先チテ院議ニ付スヘキモノトス、
 火曜日及木曜日ニ於テハ、審議ノ爲メニ當日ノ摘要簿中ニ記入シタル
 議案ハ、前述ノ例外ト共ニ他ノ豫告ニ先チテ之ヲ處理スヘシ、但シ當日
 審議セントスル議案ニ關スル附屬ハ、審議ニ取掛ルヘシトノ動議出ル
 直グ前ニ之ヲ提出スルコトヲ得、
 豫告ヲ要セサル事務、及私案ニ關スル一切ノ議事手續ハ、當日ノ豫告提

出ニ充テタル時間前ニ之ヲ記入スルコトヲ得、然レトモ議院ハ午後四
 時半後ニ於テハ何時タリトモ、摘要簿中ニ豫告ヲ有スル議員ノ要求ニ
 依リテ、他ノ事件ニ先チ豫告事件ヲ審議ニ付スルコトアルヘシ、
 疑問ヲ提出スルニ當リ、意見ヲ表白シ、又ハ討論ヲ起サントスル者ハ、當
 日ノ議事日程、及豫告簿ニ、疑問ノ豫告ヲ掲クヘシ、
 第二十二條 延會事務ヲ先ニスルコト(一千八百八十九年三月二十二日)
 或議員ノ演說終リタル後討論ヲ延期スヘシトノ動議起リ、若ハ全院委
 員會會議中、議院ニ復スヘシトノ動議起リ、隨テ動議可決セラレタルト
 キハ、議院ハ、嘗テ豫告ヲナサザルモ、其ノ日ノ後刻若ハ他ノ會議日ニ於
 テ該事項ヲ第一ニ議事ニ付スルノ決議ヲナスコトヲ得、
 第二十三條 議事日程ノ明瞭(一千七百二十六年一月二十五日、二十六日)
 公務審議ノ爲メ議事日程ヲ明瞭スヘシトノ命ヲ下シタル場合ニ於テ、

本院ニ出席スルノ權利ヲ有セサル者ニシテ猶ホ議場ニ在ルトキハ議長ハ悉ク之ヲ退場セシムルマテ其ノ朗讀ヲ扣ヘシムルモノトス、

第二十四條 會議中議員ノ對話(一千六百七十年三月三十日)會議中議員他ノ議員ト談話セントスルトキハ、宣ク便殿(Privy Chamber)ニ退クヘシ、

決シテ議長席ノ後部ニ於テ談話スヘカラス、然ラサレハ議長ハ秩序保維ノ命ヲ下シ必要ノ場合ニ於テハ其ノ議事ヲ停止スルコトアルヘシ、

第二十五條 議院ニ於ケル發言

議員其ノ説ヲ述フルトキハ全體ノ議員ニ對シテ陳辨スルモノトス、

第二十六條 起立シテ發言スヘキコト(一千八百八十九年三月二十二日)

議員發言中ハ起立脱帽スヘシ、但シ特ニ議院ノ許可アルトキハ此ノ限コアラズ、

第二十七條 一問題ニ付キ二回ノ發言ヲ許サ、ルコト(一千八百八十九年三月八日)

二十

議員ハ議案若ハ他ノ問題ニ付キ一讀會中二回以上發言スルヲ得ス、但シ議院ノ許可ヲ經テ自ラ答辨スルトキハ此ノ限コアラズ、(答辨ノ外他事ニ論及スルヲ得ス)

第二十八條 罵詈ノ語氣ヲ避クヘキコト(一千六百二十六年六月十三日)

議院ノ會議若ハ委員會議ニ於テ、聽者ノ誤解ヲ避ケ且ツ不禮ノ言辭ヲ發セサラシメンカ爲メ、左ノ規定ヲナス、曰ク、過激罵詈ノ語ヲ抑ヘ、人身攻撃ニ涉ル言語ヲ慎ミ、他人ノ演説ニ對シテ答辨スルモノハ、他人ヲ誹毀スルコトナク專ラ演説ノ主題ヲ駁スヘシ、故ニ某議員ノ言語ニシテ罵詈ニ類スル疑アルトキモ其ノ議員自ラ其ノ然ラザル所以ヲ説明シタル上ハ其ノ罵詈セラレタリトナス議員ハ復々之ヲ尤ムヘカラス、若シ誹謗ニ涉ルカ如キ言語ヲ發スル者アルトキハ、議院ハ痛ク誹謗者

ヲ罷責シ被害者ヲシテ相當ノ救済ヲ得セシム、充分ノ満足ヲ享ケシム
ヘシ、

第二十九條 爭論ヲ禁スルコト(一千六百九十四)

過失不親切其ノ他議院ノ平和ヲ紊ルヘキ爭論ノ端緒ヲ避ケンカ爲メ
ニ左ノ規定ヲナス、曰ク、議員若シ議場若ハ委員室若ハ其ノ他本院所屬
ノ諸室ニ於テ、他ノ議員ヨリ侮辱ヲ受ケタリトナストキハ、之カ救済ヲ
本院ニ要ムヘシ、若シ之ニ反シ本院ノ裁斷ヲ仰カスシテ爭論ヲナスト
キハ本院ノ嚴罰ヲ受シヘキモノトス、

第三十條 問題ノ表決ニ付セラレタル後ハ發言ヲ許サズルコト(一千
七百九十三)

議長既ニ問題ヲ表決ニ付シタルトキハ、表決ノ終ルマテ何人ト雖之ニ
關シテ發言スルコトヲ得ス、

第三十一條 表決中ハ議席ヲ離ル、ヲ許サズルコト(一千六百七十
三年三月十三日)

問題既ニ表決ニ付セラレ、院之カ表決ヲナシタルトキハ、議員ハ、分列表
決ノ場合ヲ除クノ外、他ノ事務ニ移ルマテハ其ノ席ヲ離ル、コトヲ得
ズ、

第三十二條 分列表決法(一千八百六十五年六
月十八日)

問題既ニ表決ニ付セラレ、分列表決ノ命下リタルトキハ、議長若ハ全院
委員長ハ、議員外ノ人ノ退院ヲ命シ議場及兩側ノ分列場ニ在ル人ヲ退
去セシム、但シ傍聽席及玉座欄背(女王臨御セサルトキハ閉ヤ置ク所ナ
リ)ニ在ル人ハ特ニ退去ノ命アルニアラサレハ退去スルヲ要セス、
議員外ノ人ヲシテ退去セシムヘントノ命下リタルトキハ、議場掛書記
官二分砂漏盤ニ盛リタル砂悉ク漏出スルトキハ丁度二分時間經過シ
タルコトヲ示スモノナリ)ヲ卓上ニ置キ、次ニ算數員(議員中ヨリ之ヲ任

命スヲ任命シ、議場ノ入口ハ、沙漏ノ示ス所ニ隨ヒテ、二分間經過ノ後、若ハ兩側ノ算數員一致シタルトキハ二分經過前ニ之ヲ閉鎖ス、是ニ於テ議長若ハ全院委員長ハ再ヒ可否表決ノ命ヲ下ス、積極論者ハ玉座ニ近選セル右側ノ通口ヲ出テ、右側ノ分列場ヲ通過シ、院欄ノ右方ナル通口ヲ經テ再ヒ議場ニ入ルヘシ、消極論者ハ院欄ノ左方ナル通口ヲ出テ、左側ノ分列場ヲ通過シ、玉座ニ近選セル左側ノ通口ヲ經テ再ヒ議場ニ入ルヘシ、議員ハ、身體ノ虛弱ヲ理由トシテ議院ノ許可ヲ請ヒ、議席ニ於テ、其ノ欲スル所ノ分列中ニ算入セラル、ノ特權ヲ有ス、此ノ如キ議員、及議長、若ハ全院委員長ノ表決ハ、分列ニ先チテ之ヲ探ルヘシ、分列表決ノ場合ニ於テハ、毎ニ二名若ハ二名以上、可否兩列各二人ノ算數者アリ、ノ算數者ヲ任命ス、而シテ其ノ任命ニハ、爵位ノ高下ヲ問フコ

トナシ、分列表決アル毎ニ書記官二名ヲシテ積極論者及消極論者ノ氏名ヲ記載セシム、右ノ書記官ハ各分列場ニ於テ兩論者ノ再ヒ議場ニ入ル通口ノ近傍ニ居ルヘキモノトス、議員誤テ反對ノ分列場ニ入りタルトキハ、他ノ議員カ悉ク其ノ分列場ヲ出ツルヲ待テ、自カラ算數員ニ詣リ、誤テ此ノ分列場ニ入りタルヲ以テ、之ニ算入セラレサランコトヲ望ム旨ヲ告クヘシ、算數員ハ議員ヲ伴ヒテ院卓ニ詣リ、事實ヲ議院ニ報シ、且ツ表決ノ命下リタルトキ、其ノ議場ニ在リシヤ否ヤヲ問フ、議員若シ然リト答フルトキハ、其ノ積極論者ニ左袒スルヤ將テ消極論者ニ同スルヤヲ問ヒ、其ノ答フル所ニ隨ヒテ之ヲ表決簿ニ登錄ス、代理投票ノ事ヲ申出ツル議員アルトキハ、議場掛書記官ヲシテ其ノ氏名ヲ記取セシム、

算數員ハ投票ノ數ヲ計算シテ之ヲ議長若ハ全院委員長ニ報告スヘシ、
 議場ノ入口ハ投票數ノ宣告アルマテハ閉鎖シ置クモノトス、
 出席表決シタル議員ノ氏名表、及代理表決ヲナシタル議員ノ氏名表ヲ
 調製シ、同籍議員ノ姓名ハ、イロハ順序ヲ以テ記入ス、是等ノ氏名表ハ當
 日ノ摘要簿ノ附録トナス、
 右氏名表ニ記入スル議員ノ氏名ハ議會習用ノ爵位ニ違由スヘキモノ
 トス、
 各分列表決、及之ニ依リテ表決スル議員ノ員數、及氏名ハ、之ヲ議事録ニ
 記入シ、氏名ノ順序ハ貴族次第録ノ記スル所ニ隨フ、又代理表決ヲ爲シ
 タル議員ノ氏名ハ他ノ氏名表ニ記入ス、
 第三十三條 分列表決ノ定足數(一千八百八十九年三月二十二日)
 議案ノ審議中、分列表決ヲ行ヒ、出席議員三十名、出席議員三名ニ及ブト

キハ決議スルコトヲ得、但シ是レ反對論ナキ場合ニ限レリ、若シ可否兩
 説アルトキハ三十人ノ出席ヲ要セリ(一千八百八十九年三月三十一日)
 ハ、議長ハ右議案ノ未タ決議ニ至ラサル旨ヲ宣告シ、之ニ關スル討論ハ
 次ノ會議日ニ延引スルモノトス、若シ右ノ如キ分列表決ニシテ、全院委
 員會會議中ニ起ルトキハ、委員長ハ決議未定ノ宣告ヲ爲シ、全院委員會
 ハ變シテ議院トナリ、次ノ會議日ヲ以テ再ヒ全院委員會ヲ開クモノト
 ス、
 第三十四條 代理表決ノ廢止(一千八百八十九年三月三十一日)
 分列表決ヲ行フニ當リテ代理表決ヲ申出タルノ慣例ハ之ヲ廢スヘシ、
 若シ本條ヲ停止スルノ動議ヲ提出セントスルトキハ、二日以前ニ之ヲ
 豫告ヲナスヘシ、
 第三十五條 異說(一千七百二十一年三月二十七日)

議員ハ議院ノ許可ヲ經スシテ、議院ノ表決ニ對シ、理由ヲ付シ、或ハ理由ヲ付セスシテ、異論ヲ提出シ、又ハ可否執レニモ不同意ヲ唱フルノ權利ヲ有ス、此ノ場合ニ於テハ、次ノ會議日ノ午後二時前ニ於テ、其ノ異論若シハ不同意ヲ書記官ノ手簿ニ記入セシムヘシ、若シ右時間ヲ經過スレハ之ヲ記入スルコトヲ得ス、且ツ記入ノ上ハ同日議院ノ散會以前之ニ署名シ置クヘシ、

第三十六條 假號登錄ノコト(一千八百八十七年七月二十八日)

議會習用ノ爵位ヨリ上等ノ位階尊稱ヲ有スル議員ノ姓名ヲ、議院若ハ委員會ノ公文書ニ登載スヘキ場合ニ於テハ、議會習用ノ爵位ノ次ニ括弧ヲ以テ其ノ位階及尊稱ヲ付スヘシ、

第六章 議案及委員會

第三十七條 議案ノ議事手續

第一讀會ニ於テハ議案ニ對シ反對論ヲ提出スルモノナク、第二讀會ニ於テハ動議ニ依リ之ヲ委員ノ審査ニ付スルヲ常トス、
公案ノ第二讀會ヲ開クヘシトノ動議ヲ起ス議員ノ姓名ハ之ヲ本院ノ議事録ニ登載ス、

公案ヲ提出スル議員ノ姓名、及庶民院ヨリ送付シ來リタル公案ノ第二讀會ヲ開クヘシトノ動議ヲ起キントスル豫告ヲ本院書記官長ニ通シタル議員ノ姓名ハ、之ヲ本院ノ議事摘要簿ニ掲クルモノトス、

第三十八條 議案廢棄ノコト(一千八百八十一年八月四日)

庶民院ヨリ送付シ來リタル議案ニシテ、議員中之カ第二讀會ヲ開クヘシトノ動議ノ豫告ヲナスモノナク、會議十二回ノ間依然トシテ卓上ニ在ルトキハ該議案ハ審議中ノ議案ト視做ナス、而シテ議員ヨリ會議八回(每週四日會議ヲ開クヲ常トス故ニ爰ニ十二回ノ會議日トハ通常三

週間ノ謂ニシテ八回ノ會議日トハ二週間ノ謂ナリ以前ニ其ノ第二讀會ヲ開クヘシトノ動議ノ豫告ヲナスニアラサレハ同會期中ニ於テ之ヲ處理スルコトナシ但シ右ノ豫告ハ八月一日以後ニハ之ヲ受理セス

第三十九條

同日中一回以上ノ讀會ヲ開カサルコト
日、二十八日、一千八百〇一年五月二十日、一千八百四十八年七月三日

(一千七百十五年六月二十五日)

如何ナル議案ト雖同日中ニ二回ノ讀會ヲ開クヘカラス、全院委員會ハ議案受托ノ日ニ之ヲ審査スヘカラス、全院委員會ヨリ發スル報告ハ、該會カ議案ニ修正ヲ加ヘタル場合ニハ、之ヲ審査シ終リタル日ニ之ヲ受理スヘカラス、如何ナル議案ト雖委員會ノ報告シタル日ニ於テ之ニ關スル第三讀會ヲ開クヘカラス、如何ナル場合ト雖議長ハ右ノ規程ニ反シテ議案ヲ院議ニ付スルヲ得ス、

第四十條 委員會

言論ノ自由ヲ擴充シ、隨意ノ討論ヲ開カンカ爲メニ、或ハ議案ニ付キ、或ハ重大ナル事務ヲ審議處理スルノ目的ヲ以テ、全院委員會若ハ特別委員會ナルモノヲ設ク、全院委員會ハ上院ノ議場ニ於テ之ヲ開クト雖、此ノ場合ニ於テハ大法官ハ議長トシテ、庶席ニ著カス、

第四十一條

委員長(一千八百四十年七月三日)

各會期ノ初、委員長ニ指名サレタル議員ハ、本院ノ總テノ委員會、全院委員會、及私案調査委員會ノ委員長トナル、但シ特ニ議院ヨリ右ニ反スル命令ノ下リタルトキハ此ノ限ニアラス、

第四十二條

委員長闕席ノトキ議院ニ復スルコト(一千八百四十年七月三日)

議院カ全院委員會ニ變シタルトキ、委員長若ハ其ノ代理トシテ議院ノ任命シタル議員不在ナルトキハ、委員會ノ許可アルニアラスシテ、委員

會ヲ解キテ議院ニ復ス。

第四十三條

委員會ノ協賛ヲクシテ議院ニ復スルヲ得サルコト(一千七百十四年六月二十日、一千七百十五年六月二十日、一千七百十四年六月二十日、一千七百十五年六月二十日)

議院カ全院委員會トナリタルトキハ、委員長ヨリ表決ニ付スルヲ待テ、該委員會ノ滿場一致アルコトヲサレハ議院ニ復スルヲ得ス。

第四十四條

修正ノ報告(一千八百六十一年四月二日)

全院委員會ノ修正シタル議案ノ報告書ヲ議事録ニ載スルニ當リテ之ト共ニ記入スヘキ人名ハ、該報告書ヲ受理スヘシトノ動議ヲ起シ自カラ該議案ノ維持ニ任スル所ノ議員ニ限ルモノトス。

第四十五條

常任委員會(一千八百八十九年三月二十二日)

議院ハ每會期ノ初ニ於テ常任委員ヲ選任シ議案ノ審査ニ從事セシメ、或ハ又全院委員會ヲシテ之ヲ審査セシム、議院常任委員會ノ報告ヲ得

レハ再ヒ之ヲ全院委員會ノ審査ニ附スヘキモノトス、但シ議院特ニ全院委員會ノ審査ヲ要セストノ命ヲ下ストキハ此ノ限ニアラス。

常任委員會ハ其ノ數四個ヲ超ユルヲ得ス、議院ノ命ニ依リ其ノ付托ヲ受ケタル議案ヲ審査ス、現今其ノ數二アリ、其ノ一ハ主トシテ法律ニ關スル委員ニシテ、其ノ一ハ一般起草ニ關スル委員ナリトス。

第四十六條

委員選定委員會(一千八百八十九年三月二十二日)

每會期ノ初ニ於テ議院ハ委員長一名及委員八名ヲ指定シ以テ委員選定委員會ナルモノヲ組織シ、該委員會ヲシテ常任委員ヲ指定セシム。

第四十七條

常任委員會ノ人員(一千八百八十九年三月二十二日)

常任委員ハ委員選定委員會ノ指定スル所ニ係リ、其ノ總數ハ百五十名ヲ限リトシ、各常任委員會ノ定員ハ十五名ニ下ルヲ得ス、委員選定委員會ハ常任委員ノ承諾ニ由リ時々其ノ職ヲ解キ其ノ後任ヲ選定スルノ

權力ヲ有ス又委員選定委員會ハ常任委員會ニ付托シタル議案審査ノ爲メ特ニ其ノ審査ノ間十名ヨリ多カラサル委員ノ増加ヲナスコトヲ得

第四十八條 常任委員會ノ定足數(一千八百八十九年三月二十二日)

常任委員會ノ定足數ハ七名トス

第四十九條 委員支會(一千八百八十九年三月二十二日)

常任委員會ハ付托ヲ受ケタル議案ノ審査ヲ充分ナラシメンカ爲メニ更ニ委員支會ヲ選定スルノ權力ヲ有ス

第五十條 常任委員會ノ委員長(一千八百八十九年三月二十二日)

委員選定委員會ハ八名乃至十二名ノ數ニ於テ委員長候補者ヲ指定ス該候補者ハ各常任委員會ノ委員長ヲ互選シ且ツ時々其ノ更迭ヲ命スルヲ得右ノ如キ更迭ノ任命ハ三名以下ノ會議ニ於テ之ヲ行フコトヲ

得ス常任委員會ノ會議ニ於テ委員長闕席スルトキハ該委員會ハ當日ノ會議ニ限リテ委員長ヲ選定スルノ權力ヲ有ス但シ委員選定委員會ノ指定シタル委員長候補者ノ出席シ居ルトキハ之ヲ以テ該會議ノ委員長トナス

第五十一條 常任委員會ノ議事手續(一千八百八十九年三月二十二日)

常任委員會ノ審査手續ハ議院ヨリ特別ノ命ヲ受クルヨアラサレハ特別委員會ノ審査手續ト同様タルヘシ

第五十二條 常任委員會ニ議案ノ再審査ヲ命スルコト(一千八百八十九年三月二十二日)

二十

全院委員會ヲ通過シタル議案ハ動議ノ出ツルヲ待テ再ヒ常任委員會ノ審査ニ付スルヲ得

第五十三條 特別委員會(一千八百八十九年三月二十二日)

特別委員會ハ議場ニ近接セル室ニ於テ會議スルヲ常トス、委員發言中ハ脱帽スベシ、但シ起立スルヲ要セズ、委員會ニハ、出席ノ命ヲ受ケタル法官若ハ法律顧問陪席スルモノトス、委員會議室ニ於テハ貴族ノ外何人ト雖戴帽スルコトヲ得ス、

第五十四條 議員ハ委員會ノ表決ニ與カルヲ得タルコト
委員ニアラサル議員モ亦委員會議ニ出席シテ發言スルヲ得ト雖、表決ニ加ハルコトヲ得ス、委員ニアラスシテ委員會ニ出席シタル議員ハ委員ノ位階、己レヨリ劣レリト雖、必ズ其ノ背後ニ着席シ庶民院トノ協議會ニ於ケルトキト同様ノ秩序ヲ遵守スヘシ、

第五十五條 議員ノ外ハ委員會ニ出席スルヲ禁スルコト
本院議員若ハ議員ノ世子若ハ本院ニ於テ出席表決ノ權利ヲ有スル貴族ノ長子ノ外何人ト雖、委員會ニ出席スルヲ得ス、(但シ特ニ出席ノ命ヲ

受ケタルモノハ此ノ限ニアラス)之ヲ犯スモノハ嚴罰ニ處シ他ノ懲戒トナス、

第五十六條 特別委員候補者氏名ノ豫告(一千八百六十

私案ノ審査ヲ命セラレタル委員會ノ外、總テノ特別委員會ニ付キ、或ハ委員ヲ指名シ、又ハ増加シ、若ハ變更セントスル動議ノ豫告ハ、右動議提出ノ當日、若ハ其ノ前日、豫告簿ニ記入スヘシ、

第五十七條 特別委員會ノ報告ヲ審議セントスル豫告(一千八百六十

私案ノ審査ヲ命セラレタル委員會ノ外、各特別委員會ヨリ提出シタル報告ハ獨リ院卓ノ上ニ置クヘキ(院卓ノ上ニ置クトハ議院ニ提出スト云フコトナリ)ノミナラス之ヲ印刷シテ各議員ニ配付スヘシ、其ノ豫告ハ之ヲ審議セントスル日ノ摘要簿ニ掲クルモノトス、

第五十八條

關係ナキ條項ヲ補充案若ハ供給案ニ付スヘカラサル
コト(一千七百〇二年)

補充案若ハ供給案ニ該案ノ本質ト關係ナキ條項ヲ加フルハ議會ノ制
規ニ違反シ政府ノ組織ヲ破壞スルノ傾向アルモノトス、

第五十九條

議案ノ審議ハ相當ノ手續ヲ履ムヘキコト(一千六百六十
八年五月五日)

酒類ニ賦稅シテ三十一万磅ヲ徵收セントスル議案ニ付キ、全院委員會
ノ報告委員トシテ、チエムパレーン卿ハ議院ニ報告セテ云ク、該議案ハ
甚タ長文ニシテ數多ノ條項ヨリ成レルカ上、延會ノ時ニ迫リテ庶民院
ヨリ廻送シ來リタルカ故ニ、本案ハ直チニ之ヲ本院ノ議事録ニ記入セ
ラレンコトヲ希望ス、但シ將來ニ於テハ新ノ如キ理由(議案通過ノ時日
甚タ短縮セルコト)ヲ以テ議案ノ通過ヲ強請スヘキニアラスト、是ニ於
テ議會ニ參集シタル數務并ニ世務貴族ハ議會ノ正當ナル手續ニ違由

シテ相當ノ審議ヲ遂ケ委員會ノ報告ニ同意セリ、且ツ此ノ例規ハ之ヲ
本院ノ規則中ニ挿入スヘントノ決議ヲナセリ、

第七章 雜則

第六十條 規則ヲ制定若ハ停止セントスル勸議ハ豫告ヲ要スルコ

ト(一千六百九十九年四月二十八日)

新ニ規則ヲ設ケ若ハ規則ヲ停止スルノ勸議ヲ提出セント欲スルモノ
ハ摘要簿ニ其ノ豫告ヲ掲ケサルヘカラス、

第六十一條 議院ノ許可ナシテ議院官吏ヲ廢スルヲ得サルコト

(一千七百二十三年二月六日、十日)

書記官次長及議事掛書記官(書記官長ニ關シテハ、ジョージ四世第五年
第八十二號ノ法律ヲ參看スヘシ)ハ議院ノ命令ニ依ルニアラスシテ其
ノ官職ヲ停止シ又ハ轉官ヲ命セラル、コトナシ、

第六十二條 議事録委員會(一千六百七十八年五月二十三日)

議事録ノ審査ヲ命セラレタル貴族院ノ委員支會ハ會期中ニ審査シテ
ラサル議事録ヲ審査スル爲メコ閉會後會議ヲ開クノ權力ヲ有ス、

第八章 特權及特權委員會

第六十三條 特權ノ定義(一千六百二十六年四月十八日)

本院ノ特權ハ即チ下ノ如シ、曰ク、議會ノ開會中若ハ議會特權期限内開
會前二十日、及閉會後二十日ノ間ヲ云フ、是レ汽車ノ便ナキ往時ノ遺習
ニシテ今日ハ其ノ實用ヲ見スニ於テハ、貴族院議員タルモノハ、反逆若
ハ重罪ヲ犯シ、若ハ善行保認ヲ拒絕シタル場合ノ外、本院ノ命令アルコ
アラスシテ、監禁若ハ拘留セラル、コトナシ、

第六十四條 未丁年ノ貴族等ハ特權ヲ有セサルコト(一千六百九十二年二月二十一日)
議會ノ特權ハ、貴族男子ニシテ丁年ニ達セサル者、及貴族女子、若ハ貴族

ノ寡婦(貴族タルノ權利ヲ有ス)ニ及ハス、若シ貴族ノ寡婦、庶民ニ嫁スル
トキハ貴族タルノ特權ヲ失フ、

第六十五條 貴族ハ受托人トシテ特權ヲ有セサルコト(一千六百八十二年二月十日)

貴族カ唯受托者タルノ故チ以テ訴訟ニ關係スルトキハ議會ノ特權之
ニ及ハス(他人ノ代理者タルトキ其ノ他人貴族ナラザルトキハ特權ナ
シ、但シ代理者ハ其身貴族ナルカ故ニ自身固有ノ特權ハ之ヲ失フコト
ナシ)

第六十六條 貴族ノ從僕ニ附與スル特權(一千六百二十四年五月二十日、
一千七百十五年六月二十日)

臣僕及從者ヲシテ逮捕ヲ免レシムル貴族議員ノ特權ハ、其ノ婢僕及其
ノ家族ノ從隸、并ニ其ノ身體財產ニ關シ使役ヲ要スル一切ノ傭人ニ及

フモノトス、

右ノ特權ハ、各議會ノ初メ召集合狀ニ對スル復命(開會ノ日ヲ謂フナリ)ノ二十日以前ヨリ起リ、毎會期ノ前後二十日間繼續スルモノトス、但シ議會條例ヲ以テ別ニ規定スル所アルトキハ此ノ限ニアラス、

總テノ貴族議員ハ須ラク此ノ點ニ注意シ此ノ特權ノ因テ以テ起リタル所以ヲ記臆セサルヘカラス、即チ其ノ理由トスル所ハ貴族ヲシテ從僕ノ故ヲ以テ其ノ心身ヲ煩累シ以テ重要ナル國家ノ政務ニ參與スル能ハサルノ恐ナカラシムルニ在リ、實ニ此ノ特權ハ高等法院トシテ貴族院ノ公平無私ナル裁判ノ澤ヲ全王國ニ洽カラシメンカ爲メニ、獨リ貴族ニ付與シタルモノナレハ、須ラ各各自節制戒飭スヘク決シテ之ヲ濫用スヘカラス、

貴族ノ從僕逮捕セラレタルトキ、貴族其特權ノ廢ニ由ラシメント欲ス

ルトキハ、其ノ名譽ヲ質トシ、或ハ躬自カラ、若ハ書狀ヲ以テ、若ハ使者ヲ以テ、逮捕セラレタル人ノ特權内ニ在ル旨ヲ議院ニ證明セサルヘカラス、而シテ其委細ノ事ニ至リテハ一ニ議院ノ審査裁斷スル所ニ任スヘシ、議院ハ該從僕ノ主人ニ對スル勤仕ノ本質ヲ發掘スルノ手段ヲ施シ、其ノ裁斷ニシテ若シ右ノ證明ニ反スルアラシカ、該貴族ハ議院ノ非難ヲ受ケ、其ノ從僕ハ特權ノ利ニ浴セス、反テ手数料ヲ納メサルヘカラス、是レ國家ノ公道ヲ先ニシテ、一個人ノ私利ヲ後ニスル所以ナリ、此ノ如キノ警戒アルニ拘ラス、猶ホ罪ヲ犯スモノアラシカ、議院ハ之ヲ寬假スル能ハサルナリ、

第六十七條 狀師ハ特權ヲ有セサルコト(一千六百九十六年三月二十四日)通常ノ「アットルチ」若ハ「ソリシトル」二者共ニ狀師ナリハ假令貴族議員ノ用チナストキト雖議會ノ特權ヲ享有スル能ハス、

第六十八條

文書ヲ發シテ人ヲ保護スルノ權ナキコト(一千七百一十五年、同年五月七日、一千七百一十三年二月二十五日、一千七百一十九日)

本院議員ハ何人ニ對シテモ文書ヲ發シテ之ヲ保護スルコトヲ得ス、此ノ規則ニ反シテ付與シタル一切ノ保護ハ全ク無効タルヘシ、裁判ヲ宜告シ及ヒ之ヲ執行スル各州判事若ハ其ノ僚屬ハ、本院議員ノ署名シタル若ハ署名スヘキ、若ハ署名スルモノト稱セラレタル文書ノ保護ヲ願ミルヲ要セス、又之ヲ受理シ若ハ登録スルヲ得ス、然レトモ右ニ規定スル所ハ、貴族議員ノ婢僕、及其ノ家族ノ從隸、并ニ其ノ身體財產ニ關シ使役ヲ必要トスル雇人ニ關スル貴族議員古來ノ特權ヲ剝奪シ、眞個ニ貴族議員ノ從僕タル者ヲ逮捕スルモノト解スヘカラス、

第六十九條

特權ヲ有スル人ノ所有物品(一千六百二十八年五月八日)

執行ニ付セラレタル特權享有者ノ物品ハ其ノ身體ノ解放ト共ニ之ヲ

還付スルモノトス、

第七十條

貴族院議員ハ庶民院ニ於ケル彈劾ニ答辯スルヲ得サル

コト(一千六百七十三年一月二十日)

貴族院議員ハ、庶民院ニ於ケル彈劾ニ答辯センカ爲メニ、自ラ庶民院ニ行キ、若ハ答辯書ヲ送り、若ハ代言人ヲ派スルヲ得ス、之ヲ犯ス者ハ、本院ノ指令アルマテ、守衛長官ノ監禁ニ處シ、若ハ倫敦塔獄ニ繋クモノトス、

第七十一條

貴族ノ審問ハ議院ノ總會議ニ於テ之ヲ行フヘキコト

(一千六百八十九年二月十四日、十七日)

死罪ヲ犯シタル場合ニ際シテハ、獨リ本院議員一同列席ノ議場ニ於テノミ審理ヲ受クヘキハ、古來英蘭土貴族ノ享有スル權利ナリ、然レトモ之ヲ以テ殺人罪、若ハ他ノ重罪ノ上告ニ付キ、總テノ貴族ニ之ヲ適用スルモノト解スヘカラス、

第七十二條 僧正

僧正ハ唯議會ノ貴族議員タルノミヨシテ世襲貴族ニアラス、其ノ犯罪ハ貴族ノ審問ヲ受クルヲ得ス、

第七十三條 貴族院議員ハ名譽ヲ質トシテ答辯スヘキコト(一千六百二十六年八月六日)

此ノ王國ノ貴族及上院議員ハ其ノ原告タルト被告タルト審問ハス、何レノ法廷ニ於テモ、其ノ答辯ヲナシ又ハ審問ヲ受クル場合ニ於テハ、通常ノ宣誓ヲ徴セラル、コトナク、其ノ名譽ヲ質トシテ發言スルコトヲ得、是レ古來貴族ノ享有スル權利ナリ、

第七十四條 宣誓ヲ強ユルヲ禁スルコト(一千六百七十五年四月三十日)

議案又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ、強キテ貴族ノ宣誓ヲ徴シ、若シ之ヲ拒ムタルトキハ議會ニ於ケル議席及發言表決ノ權ヲ奪ハントスルハ、本院

ノ許サ、ル所ナリ、

第七十五條 證人ノ審問(一千七百七十一年七月三十日)

永久存證ノ爲メニ證據人ノ審問ヲ開クノ必要アル場合ニ於テハ、召喚狀ヲ發スルコトナク、議會ノ開會中、貴族ニ對シテ訴狀ヲ提起スルモ、議會ノ特權ヲ侵犯スルモノトナサス、

第七十六條 訴狀ノ提出(一千六百九十四年十二月十四日)

召喚狀ヲ發スルコトナク、議會ノ特權期限内ニ於テ、本院ノ議員ニ對スル訴狀ヲ衡平法院ニ提起スルハ、議會ノ特權ヲ侵犯スルモノトナサス、

第七十七條 遺言狀ノ證明(一千六百九十九年四月二十九日)

本院議員ハ他人ノ遺言狀ヲ證明スルコトニ付キ故障ヲナスノ特權ヲ有セス、

第七十八條 人身保護令狀(一千七百五十七年六月八日)

本院議員ハ、ウエストミンスター會堂ニ於ケル諸法廷ノ召喚狀ニ依リ、自己ニ差向ケラレタル人身保護令狀ニ服従スルコトヲ拒ムノ特權ヲ有セス、

第七十九條 議事ノ刊行(一千六百九十七年二月二十七日)

本院ノ許可ナクシテ本院ノ議事經過ニ關スル件ヲ出版公行スルハ本院ノ特權ヲ侵犯スルモノトナス、

第八十條 特權ノ棄却(一千七百三十三年三月十七日)

本院議員其ノ特權放棄ノ宣言ヲナストキハ、文書ニ認メテ之ニ署名スルカ、若ハ躬自ラ本院ニ於テ公然タル宣言ヲナスコトヲサレハ特權ヲ放棄シタルモノト解スヘカラス、

第八十一條 手数料ノ支拂(一千六百九十九年一月十一日)

本院議員特權侵犯ノ訴願ヲ起シ、爲メニ監禁ニ處セラレタル人アリテ

ル場合ニ於テ、本院カ右事實審理ノ上、特權ノ侵犯ニアラスト裁定スルトキハ、訴願ヲ提起シタル議員ハ、監禁ニ處セラレタル人ノ手数料及雜費ヲ辨償スヘシ、

第八十二條 特權侵犯ノ訴願ニ宣誓ヲ要スルコト(一千六百九十九年六月三十日)

大不利顛内ニ於テシタル特權ノ侵犯ニ付キ本院議員ノ訴願ヲ提起スル場合ニ於テハ、本院ノ院欄ニ於テ宣誓ヲナシタル上ニアラサレハ侵犯者ヲ監禁スルヲ得ス、然レトモ愛蘭土ニ於テシタル特權ノ侵犯ヲ訴願スル場合ニ於テハ、本院ノ院欄ニ於テ宣誓ヲナサ、ルモ、書面ヲ以テシタル宣誓ノ語ハ以テ其ノ特權侵犯者ヲ監禁スルニ充分ノ理由タルヘシ、

第八十三條 特權委員會(一千七百三十一年二月二十五日、二十九年二月二十九日)

本院議員ニシテ特權委員會ノ委員ニアラサルモノハ該委員會ニ列スルコトヲ得ス、

第八十四條 特權委員會ノ會議(一千八百四十一年九月一日)

特權委員會ハ本院ノ臨時延會中豫定ノ會議日ヲ以テ祈禱ノ前後本院ノ議場ニ會合スルコトヲ得、

第八十五條 授爵ノ請願(一千七百六十七年三月二十日、一千七百六十七年四月六日、一千八百二十四日、一千八百二十七年四月十日)

貴族授爵ノ請願事件ニ付キ、本院若ハ本院委員會ハ、印行シタル訴狀受理ノ日ヨリ十四日ヲ經過スルニアラサレハ之ヲ處理スルコトヲ得ス、右訴狀ニハ系譜ヲ記入シ、要求ノ證據ヲ舉ケ、考徵年月ヲ錄シ、引證ノ事實ヲ掲載スヘシ、授爵請願者ハ議會開會中ハ、其ノ請願ヲ本院ニ提出シタル日ヨリ六週間内ニ、又議會閉會中ハ、次ノ會期ノ初ヨリ六週間内ニ

前ニ述ヘタル方法ニ依リ、印行ノ訴狀、系譜、及證據ヲ院卓ノ上ニ置クヘシ、

第八十六條 證憑文書ニ關スル手續(一千八百七十七年八月七日)

貴族授爵ノ請願事件ニ付キ、舉證ノ爲メニ院標ニ提出シタル文書、院命ニ依リテ印行セラレタルトキ、其ノ審査ニ關シテハ、左ノ件々ヲ遵守セサルヘカラス、

第一 合衆王國內ニ於テ官ノ保管ニ係ル文書ノ場合ニ於テハ、官ノ保認シタル謄本若ハ、特權委員會ノ是認シタル場合ニ於テハ、官ノ保認シタル拔萃ヲ以テ足レトス、
證人ヨリ差出スヘシ、該證人ハ右謄本ト原本トヲ對照シ、謄本ノ誤謬ナキヲ誓フコトヲ要ス、
英蘭土内ニ於テ官ノ保管ニ係ル文書ニ付キテハ、右文書ヲ保管スル官廳ノ官吏ヲシテ原本ヲ院標ニ差出サシムルモノトス、

第二 私人ノ保管ニ係ル文書ノ場合ニ於テハ證人ヨリ原本及謄本ヲ差出スヘキモノトス、該證人ハ前ト同シク原本ト謄本トヲ對照シ謄本ノ誤謬ナキヲ認フコトヲ要ス、

第三 貴族授爵ノ請願ニ付キ他ニ異論者ナキ場合ニ於テハ國王代(官名)ノ任命シタル相當ノ審査官ヲシテ、印行ノ訴狀ト、原本若ハ官ノ保認シタル謄本トヲ對照検査セシム、若シ右ノ如キ請願ニ付キ他ニ異論者アリ、國王代必要ト認ムルトキハ、右審査ノ爲メニ特ニ相當ノ審査官ヲ任命ス、審査ニ要スル一切ノ費用ハ請願者之ヲ負擔シ、國王代カ右費用ノ計算書ヲ請願者若ハ其ノ代人ニ交附スル都度之ヲ仕拂フヘシ、

第八十七條 授爵請願入費(一千八百五十八年六月二十一日) 貴族授爵ニ關スル一切ノ請願ニ付キ、舉證及印行ニ關スル一切ノ費用

ハ請願者之ヲ負擔シ、貴族院書記官長カ右費用ノ計算書ヲ請願者若ハ其ノ代人ニ交附スル都度之ヲ仕拂フヘシ、

第八十八條 「バンベレ」伯ノ席次(一千八百八十九年三月二十二日)

「バンベレ」伯ヲシテ舊貴族ノ上ニ班セシムルコトニ付キ貴族院ノ議定シタル規定ハ即チ左ノ如シ、

現議會ニ參集シタル貴族院議員ハ特權委員會ノ説「ヘンリー」八世ノ三十一年ニ發シタル議會條例ヲ以テ貴族ノ列次ヲ定ムル最上ノ例規トナスニ在ルヲ知リ、公開議場ニ於テ該條例ニ關シ充分ノ審議ヲ遂ケ、ヘンリー「八世」ノ三十一年ニ發シタル該條例カ、專ク授爵ノ先後、授爵狀ノ日附ニ違由シテ、新貴族ノ位班ヲ定ムルヲ以テ正當適切ナリトシ、該條例カ特ニ指定シタル人物及列次ノ外ハ總ク授爵ノ先後ヲ以テ貴族ノ列次ヲ定ムヘキコトヲ議定セリ、然ルニ、皇帝陛下特ニ

寛仁ナル使命ヲ本院ニ傳ヘラレ、陛下爰ニ榮爵ヲ寵臣ニ授クト雖、
 慮決シテ之カ爲メニ既定ノ法律ニ背キ、古來ノ慣習ヲ離レ、貴族ノ列
 次ヲ左右スルノ權カヲ得ント欲スルニアラス、叙慮備ヨ、(パンベレ)
 伯ノ舊勳ヲ思ヒ、今日若ハ將來ニ於テ之カ爲メニ損害ヲ他人ニ及ホ
 スノ虞ナシトシ、某榮爵ヲ授與スルノ聖斷ヲ決セラレタリ、陛下ハ該
 貴族ノ年既ニ老ヒテ子ナク、此ノ榮位ヲ占ムルコト陛下ノ治世中ヲ
 出サルヘキヲ思ヒ、且ツ後來復ビ此ノ如キコトヲナサス、一ニ條例ノ
 規定スル所ニ隨ヒテ列次ヲ正スヘキカ故ニ特ニ今回ノ事ヲ承諾シ、
 例外ノ處置ニ出テソコトヲ希望スル旨ヲ達セラレタリ、本院議員ハ、
 陛下ノ聖意ヲ傳ヘラレ本院ヲシテ満足ヲ得セシメントセラレタル
 叙慮ノ忝ナキヲ拜禮シ、同伯ノ終身間今ノ列次ヲ保ツヲ可トシ、其ノ
 子孫ハ之ヲ繼クヲ得サルモノト議決ス、(本院議員ハ特ニ同伯ノ列次

ニ付キ協賛ヲナスヲ得タルコトヲ德トス、但シ右ニ付キテハ左ノ規
 定ヲ設ク、曰ク、右宣告シタル議決ヲ以テ、古來貴族ノ享有セル特權ヲ
 侵害スヘキ引證トナスヲ許サス、陛下ハ將來ニ於テ授爵ノ先後ニ依
 リテ定メタル列次ヲ紊スカ如キコトヲナサハル旨ヲ約セラレタル
 ヲ以テ、本院議員ハ大評議ヲ遂ケ前述ノ條例ニ基キテ右ノ裁定ヲ下
 シ、全院一致ヲ以テ之ヲ本院規則中ニ記入スルコトニ決シ、後來此ノ
 裁定ニ違背シテ列次ヲ紊スカ如キハ、假令終身間若ハ一時ノ間ト雖
 之ヲ許サハルヘシ、

第九章 愛蘭土ノ貴族

第八十九條 愛蘭土代議貴族ノ投票權(一千八百二四年四月二日)

合衆王國ノ議會ニ參集スヘキ愛蘭土貴族ノ選舉ニ於テ投票ヲ爲スノ
 權利ヲ請求スル者ハ、自署若ハ代署ノ請願書ヲ本院ニ提出シ、其ノ貴族

ニ列セラレタル願末ヲ述ヘ、合衆王國ノ議會ニ參集スヘキ愛蘭土貴族ノ選舉ニ於テ投票スルノ權利ヲ附與セラルコトヲ請フヘシ、
 合衆王國ノ議會ニ參集スヘキ愛蘭土貴族ノ選舉ニ於テ投票ヲナスノ權利ヲ請求スル者アリテ之ヲ特權委員會ノ審査ニ附シ、請願者ヨリ其ノ貴族タルコトヲ證明スル所ノ授爵狀ヲ該委員會ニ差出シ、該委員會ヨリハ請願者カ請願ノ理由ヲ證明シヨル旨ヲ本院ニ報告スル場合ニ於テハ、其ノ報告書中ニ授爵狀ヲ照寫シ、本院ノ同意ヲ以テ、之ヲ本院ノ議事録ニ登載スヘシ、

第九十條 證據ノ要領及系譜ヲ提出スヘキコト(一千八百二十四年六月十七日)
 本院若ハ本院ノ委員會ハ、愛蘭土ノ代議貴族ヲ選舉スルノ權利ヲ請求スル者アルトキ、其ノ證據ノ陳述書、及該請願ノ本據タル系譜、并ニ考徵年月ヲ臚列シ、其ノ審議ヨリ二日以前ニ、之ヲ院卓ノ上ニ置キ、且ツ之ヲ

特權委員長ニ差出シ置クニアラサレハ請願書ノ審議ヲ開クコトナシ、
 第九十一條 議長ニ付托シタル請願(一千八百五十七年八月十三日)
 代議貴族ノ選舉ニ際シ、嘗テ一タヒ投票ヲナシ記録ニ留マリタルコトアリト陳述シ、若ハ右代議貴族ノ選舉ニ於テ投票スルノ權利ヲ本院ノ許可シタルコトアリト陳述シ、若ハ愛蘭土貴族ニ附與スル授爵狀ノ制限ハ、請願者カ愛蘭土貴族、又ハ大不利願貴族、若ハ合衆王國ノ貴族トシテ、貴族院ニ出席スルノ權利ヲ保認スル授爵狀ノ制限ト同様ナリト陳述シ、以テ愛蘭土代議貴族ノ選舉ニ於テ投票スルノ權利ヲ要求スル請願書ノ提出アリタルトキハ、之ヲ大法官即チ合衆王國ノ大掌櫃ニ付托シテ審理報告セシム、大法官即チ大掌櫃右ノ如キ付托ヲ受クルトキハ之ヲ審理シテ其ノ結果ヲ本院ニ報告スヘキモノトス

第九十二條 決議書ノ送付(一千八百二十四年四月二日)

合衆王國ノ議會ニ參集スヘキ愛蘭土貴族ヲ選舉スヘキ權利ヲ愛蘭土貴族ニ付與スル本院ノ決議書ハ之ヲ照寫シテ貴族院書記官長ヨリ愛蘭土ノ尙書ニ送附スヘシ(愛蘭土ノ尙書ト稱スル官職ハ主トシテ愛蘭土ノ行政事務ニ從事シ議會ノ事ハ其ノ專任ニアラズ)

第九十三條 相續請願ノコト(一千八百〇二)

愛蘭土ノ貴族ニシテ家督ナキトキ若ハ家督絶ヘントスル場合ニ於テ其ノ家督相續ヲランコトヲ請求スル者ハ請願書ヲ本院ニ差出シテ其ノ理由ヲ陳述シ本院ノ審査ヲ乞フヘシ、

第九十四條 上諭若ハ上奏ヲ要スルコト(一千八百〇二)

右ノ如キ家督相續ノ請願アリタルトキハ陛下ヨリ之ヲ院議ニ付スヘシトノ上諭下ルマテ若ハ本院ヨリ右請願ノコトヲ陛下ニ上奏スルマテハ之ヲ審議スルヲ得ス、

第九十五條 特權委員會ニ付托スルコト(一千八百〇二)

右ノ如キ請願ハ總テ之ヲ特權委員會ニ付托シ審査ノ上之ヲ本院ニ報告セシムルモノトス、

第九十六條 議院ヨリ上奏スルコト(一千八百〇二)

右ノ如キ貴族ノ家中絶シ居ルコトヲ知ルトキハ本院ハ其ノ旨ヲ陛下ニ上奏シ聯合條款(聯合條款トハ大不利願ト愛蘭土ト聯合セントキノ條款ヲ云フ)第四條ニ違由シテ之カ家督人ヲ定メラレンコトヲ奏請スヘシ、

第九十七條 女子ノ授爵(一千八百〇二)

女子ニシテ其ノ權利ニ依リ愛蘭土ノ貴族ニ叙セラレンコトヲ要求セントスル者ハ之ヲ請願スルコトヲ得而シテ其ノ請求、審理、報告、及成可ノ手續ハ總ヘテ前ニ述ヘタル選舉權請願ノ例ニ同ジ、

第九十八條 爵位ノ登錄 (一千八百八十三年三月二十八日)

愛蘭土代議貴族ノ一人ニシテ、其ノ當選後陛下ノ恩命ニ依リテ爵位ヲ進メラレタルトキハ、其ノ授爵狀ヲ本院ニ差出シ之ヲ朗讀セシムヘシ、其ノ日附趣旨及効力ハ、之ヲ本院ノ議事録ニ登載シ、昇進ノ貴族ハ昇進ノ爵位ニ隨ヒテ議席ヲ占ムヘシ、

第十章 使命及協議會

第九十九條 兩院間ノ使命 (一千八百八十九年三月二十二日)

議院他ノ議院ニ通告ヲナサントスルトキハ書記官一名ヲ遣シテ使命ヲ傳ヘシム、
議院會議中若ハ全院委員會々議中、他ノ議院ノ使者來院シタルトキハ、議院ハ其ノ議事ヲ中止スルコトナク、書記官一名ヲシテ院欄ニ於テ使命ヲ受理セシム、

第一百條 協議會 (一千八百八十九年三月二十二日)

下院ト協議會ヲ開クトキハ彩書室ニ於テスルヲ常トシ、時アリテハ之ニ代ルヘキ他ノ室ニ於テス、

第一百一條 協議會ニ於ケル發言

協議會ノ委員ニアラサルモノハ協議會ニ於テ發言スルコトヲ得ス、協議會其ノ結果若ハ經過ヲ議院ニ報告スルトキ、協議會ノ委員ハ總テ起立スルモノトス、

第一百二條 協議會ノ傍聽

本院議員若ハ議員ノ世子若ハ本院ニ於テ出席表決ノ權利ヲ有スル貴族ノ長子ノ外、何人ト雖、特ニ出席ノ命ヲ受ケタル人ハ此ノ限ニアラス、協議會ニ出席スルコトヲ得ス、之ヲ犯スモノハ、嚴罰ニ處シ、他ノ懲戒トナス

第十一章 代理表決

第三百三條 代理表決(一千六百二十五日)

代理表決ハ二個ヲ超ユヘカラスニ一個以上ノ代理表決ハ分列表決ニ於テ之ヲ算入セス、

第三百四條 代理表決者(一千六百二十五日)

教務議員ノ代理表決ハ教務議員之ヲ行ヒ世務議員ノ代理表決ハ世務議員之ヲ行フモノトス

第三百五條 代理表決權ノ消滅(一千六百二十五日)

代理表決ヲ委任シタル議員ニシテ自ラ本院ニ出席スルトキハ代理表決ノ權ハ本人ノ出院ト共ニ消滅スルモノトス、

第三百六條 代理表決記入時刻(一千六百九十六年三月二十日、一千七百零一年一月十六日、一千八百十三年五月十九日)

代理表決權ハ本人ノ出院シタル日ニ於テハ之ヲ登録セス、又午後三時後ニ登録シタル代理表決權ハ同日之ヲ用ユルヲ得ス、

第三百七條 私案ニ於ケル代理表決ノコト(一千六百八十九日)

代理表決權ハ私案ニ關スル場合ニ於テハ之ヲ豫議ニ用ウヘキモ之ヲ議決ニ用ウルヲ得ス、

第三百八條 裁判事件ニ於ケル代理表決(一千六百九十七年三月十五日)

司法事件ニ付キテハ假令議案ノ體裁ヲ以テスト雖代理表決ヲナスヲ許サス、

第三百九條 代理表決ヲナス時刻(一千六百九十四年二月一日)

代理表決權ヲ有スル議員問題ニ付キ表決ヲ行ハントスルトキハ代理表決ヲナスヘシトノ命下リタルトキ之ヲ行フモノトス、

英國貴族院規則附錄

第一節 貴族ノ列次ニ關スル規定

(ヘンリー八世ノ三十一年ニ發シタル條例第十號)

第一條 凡ソ此ノ君民共治國ニ於テ爵位官職ノ等シカラサル諸種ノ人物ヲ以テ組織スル所ノ議政若ハ救務ノ大會ニ於テハ之ニ參列スルノ義務ヲ有スル人々ノ列次ヲ規定スルヲ要トセリ蓋シ此ノ規定ヲ設クルハ若シ之ヲ紊ル者アルトキ特ニ其會ノ許可ヲ經ルヲ要セス又會衆ノ不快ヲ買フコトナクシテ之カ救済ヲ求メ得ルノ便アルヲ以テナリ抑モ陛下ノ聖鑑ニ照シテ榮譽及列次ヲ有可及ヒ臣民ニ附與セラル、ハ一ニ陛下ノ大權ニ屬スト雖、叙聖ナル皇帝陛下ハ前述ノ必要ヲ認メテ陛下ノ至高法院タル貴族院ニ下シ貴族院

ヲシテ其ノ權利ニ依リ議員ノ列次ヲ規定セシメラル、コト左ノ如シ、

第二條 凡ソ爵位、自分、族籍ノ如何ヲ問ハス何人ト雖諸皇子ヲ除クノ外、皇帝陛下ノ親臨アラセラル、ト否トニ拘ハラズ議院ニ於テ玉座ノ左右ニ占座スルヲ許サス。皇帝陛下ハ英蘭土教派ニ於テ實ニ上帝ノ下ニ立セ給フ現世ノ元首ナリ、今ヤ其ノ尊嚴ヲ保テ天職ヲ全フセラル、ノ目的ヲ以テ教派ノ裁判管轄ニ屬スル一切ノ争訟、及教派内ニ起ル一切ノ誤謬、異端、惡弊ノ改良救済ニ付キ、掌璽、トーマス、クラムウエル、卿ヲシテ司法ノ事ヲ攝行セシメララルヲ以テ愛ニ左ノ式ヲ定メラル。曰ク、右攝理ノ職ニ當レル、クラムウエル、卿及後來右攝理ノ重職ヲ帶フル者ハ現議會并ニ將來ノ議會ニ於テ議場ノ右側、カンターベレー、大僧正ノ上ニ著席シ他ノ貴族院議員ト同シク可否表決

ノ權ヲ有スヘシ、

第三條 右攝理ノ次ニハ、カンターベレー、大僧正、次ニ、ヨーク、大僧正、次ニ、ロンドン、僧正、次ニ、ダラム、僧正、次ニ、ウインチェスター、僧正、列テ正シテ著席スヘシ、之ニ次キテ、カンターベレー、及、ヨーク、末寺ノ諸僧正、各舊來ノ列次ニ依リテ著席スヘシ、

第四條 他ノ顯職ヲ帶フル者、即チ大法官、大藏卿、樞密院議長、掌璽、大式部、卿、鎮撫提督、兵部卿、(ロイド)コンスタブル、及、(ロイド)マール、シヤルハ、舊時ノ官名ニシテ今ハ廢絶ニ歸セリ、海軍卿、式部頭、侍從長、尙書、等ニ付キテ古來此ノ至高法院タル貴族院ニ於ケル列次ノ規定ナカリシカ故ニ愛ニ左ノ規定ヲナス、曰ク、大法官、大藏卿、樞密院議長、掌璽、若シ男爵若ハ男爵以上ノ爵位ヲ有スルトキハ皇族ヲ除クノ外議場ノ左側ニ於テ總テノ公爵貴族ノ上ニ著席スヘシ、

第五條 大式部卿、鎮撫提督、兵部卿、海軍卿、式部頭、侍從長等ハ左ノ席次ヲ以テ掌璽ノ下ニ著席スヘシ、即チ大式部卿、次ニ鎮撫提督、次ニ兵部卿、次ニ海軍卿、次ニ式部頭、次ニ侍從長タルヘシ、而シテ右ノ諸官職ヲ帶フル者ハ同爵貴族ニシテ以上ノ官職ヲ有セサル者ノ上ニ著席スヘシ、

第六條 キリシチヤノキリシチヤ 尙書若シ男爵貴族ナルトキハ他ノ男爵貴族ニシテ右ニ列舉シタル官職ヲ帶ヒサル者ノ上ニ著席スヘシ、尙書若シ僧正ナルトキハ右ニ列舉シタル官職ヲ有セサル總テノ僧正ノ上ニ著席スルモノトス、

第七條 右ニ列舉シタル官職ヲ有セサル公侯伯子男ノ貴族議員ハ從來ノ列次ニ依リテ著席スルモノトス、

第八條 前ニ述ヘタル大法官、大藏卿、樞密院議長、掌璽、尙書等ノ官職ヲ

帶フル人ニシテ貴族ノ爵位ヲ有セス隨テ貴族院ニ於テ可否表決ノ權ヲ有セサル場合ニ際シテハ、右ノ席次ニ準シ議場ノ中央ニ設ケタル託席（方今ハ託席一箇ヲ設ケルノミ）ノ上部ニ著席スヘシ、

第九條 此ノ王國ノ貴族ヲシテ反逆ノ審問ヲ爲サシムル場合ニ際シ、反逆審問ノ任ニ當ル貴族ニシテ右ニ舉ケタル官職ヲ有スルトキハ其ノ官職ノ高下ニ依リ他ノ審問員タル貴族ノ上ニ著席スヘシ、

第十條 議會、星廳、及其ノ他、一切ノ評議會ニ於テハ大法官、大藏卿、樞密院議長、掌璽、大式部卿、鎮撫提督、兵部卿、海軍卿、式部頭、侍從長、尙書等ハ右ニ述ヘタル列次ニ依リテ著席シ此ノ條例ニ違反スヘカラス、

第二節 傍聽席ノコト

一千八百四十九年七月二十七日ノ日附ニシテ同月三十日ヲ以

テ採用セラレタル貴族院傍聴規則審査委員會報告書ノ摘要
 本委員會ハ左ノ件ヲ勸誘ス、曰ク、外國ノ貴夫人ハ大式部卿ノ許可ヲ經
 テ玉座ノ兩側ナル傍聴席ニ著カシムヘシ、此ノ外、右ノ傍聴席ハ專ラ貴
 族ノ夫人、令嬢、及有爵夫人ノ用ニ充ツヘシ、
 本委員會ハ更ニ左ノ件ヲ勸誘ス、曰ク、貴族ノ長子ノ夫人、及貴族并ニ有
 爵夫人ノ既婚令嬢ハ、大禮ノ場合ニ於テ貴族長子ノ席ニ充テタル席ニ
 著カシムヘシ、
 院欄ノ下ニ在ル傍聴席ハ百二十人ヲ容ル、ニ足ル、然ルニ之ニ臨ムモ
 ノ六十人ニ滿ツルコト稀ナルヲ以テ、本委員會ハ自今各議員ニ宛テ傍聴
 券二枚宛ヲ發セラレシコトヲ勸誘ス、
 本委員會ハ右ニ述ヘタル改正ヲ實行スルカ爲メニ大式部卿ヨリ令狀
 ヲ發セラレシコトヲ勸誘ス、

第三節 外交官ノ傍聴席

一千八百五十年六月二十七日

本院之カ更正ヲ令スルマテハ外交官ノ便利ニ供センカ爲メ貴族席(上
 座)ノ下端ヲ傍聴席ニ加フヘシ、

第四節 協議會ニ關スル決議

一千八百五十一年五月十五日ヲ以テ庶民院ノ同意ヲ得タル同
 月八日附貴族ノ決議

庶民院カ貴族院ノ修正ニ不同意ヲ唱ヘ若ハ貴族院ノ不同意ナル修正
 ヲ主張スル場合ニ於テハ、貴族院ハ敢テ協議會ヲ開カス使命ヲ以テ其
 ノ不同意若ハ主張スル理由ヲ得テ足レリトス、但シ庶民院カ協議會ヲ

開キテ其ノ理由ヲ傳達セント欲スルトキハ此ノ限ニアラス、

一千八百五十一年五月十五日ヲ以テ貴族院ノ同意ヲ得タル庶民院ノ決議

貴族院カ庶民院ノ修正ニ不同意ナルカ若ハ庶民院ノ不同意ナル修正ヲ固執スル場合ニ於テハ、庶民院ハ敢テ協議會ヲ開カス使命ヲ以テ其ノ不同意若ハ固執スル理由ヲ得ハ以テ足レリトスヘシ、但シ貴族院カ協議會ヲ開キテ其ノ理由ヲ通告セント欲スルトキハ此ノ限ニアラス、

第五節 協議會ニ關スル決議

一千八百六十六年四月二十四日附貴族院ノ決議

貴族院ハ「ビクトリヤ」ノ十五年及十六年ニ制定シタル條例第五十七號ノ規定ニ遵由テ庶民院ヨリ其ノ決議シタル上奏ニ付キ本院ノ同意

ヲ得ント欲スル通告ヲ受理スルニハ、協議會ニ依ラズ使命ヲ以テセラレシコトヲ欲ス、但シ庶民院カ協議會ニ於テ之ヲ傳達セント欲スルトキハ此ノ限ニアラス、

米國元老院規則

米國元老院規則

貴族院書記官 有賀長文譯

○第一章 假議長ノ撰舉

第一條 副議長欠席スルトキハ假議長ヲ撰舉ス

第二條 副議長欠席シ假議長ヲ撰舉スルトキハ書記官長議長ノ職務ヲ行フ、書記官長出席セサルトキハ首席書記官之ニ代ル

第三條 假議長ハ、公開ノ議場ニ於テ、又ハ欠席スルトキハ書面ヲ以テ、一名ノ議員ヲ指名シ議長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得
但シ此ノ代理ハ全會ノ一致ヲ以テスルコトアラサレハ停會ノ後ニ至ルマデ繼續スルモノニアラズ

○第二章 誓約

米

第四條 議員ハ公開ノ議場ニ於テ其ノ職務ニ就ク前憲法ヲ以テ要求シ法律ヲ以テ規定シタル誓約若ハ確證ヲ爲シ之ニ署名スヘシ

○第三章 會議ノ開始

第五條 議長其ノ席ニ着キ定足議員其ノ席ニ在ルトキハ前會ノ議事録ヲ朗讀シ若シ錯誤アルトキハ之ヲ更正ス

議事録ノ朗讀ハ全會ノ一致ヲ以テスルニアラカレハ之ヲ停止スルコトヲ得ス

議事録ヲ修正又ハ更改スルノ動議ハ之ヲ特許問題ト見做シ其ノ處理ヲ了ヘサル間ハ他ノ議事ニ移ルコトヲ得ス

第六條 定足數ハ正當ニ選舉セラレ定式ノ誓約ヲ終ヘタル議員ノ過半數ヨリ成立ス

○第四章 議事録

第七條 議事ノ經過ハ簡明ニ之ヲ議事録ニ記載ス

第一 大統領敕旨ノ全文

第二 議案及連合立議ノ票題并ニ修正ノ爲ニ變更セラレタル條項

第三 表決

第四 元老院ニ呈出セラレタル請願參證其ノ他ノ書類ノ摘要

第八條 立法行政機密立法ニ關スル議事ノ經過及ヒ高等法院ヲ組織シタルトキノ經過ハ別録ニ之ヲ記載ス

○第五章 定足數并ニ欠席議員ノ召喚

第九條 議員ハ院ノ許可ヲ得スシテ欠席スルコトヲ得ス

第十條 會議中何時タリトモ定足數ノ有無ニ就キ質疑起ルトキハ議長ハ書記官長ヲ呼名點檢ヲ行ハシメ其ノ結果ヲ報告スヘシ但シ此ノ際討論ヲ用弗ルコトヲ許サス

第十一條 呼名點檢ヲ行ヒ定足議員ノ出席ナキコト確定シタルトキハ出席議員ノ過半数ハ警察官ヲシテ欠席議員ノ出席ヲ促カシ、又ハ必要ナル場合ニ於テハ其ノ出席ヲ強ヒシムルノ命令ヲ下スコトヲ得但シ此ノ命令ハ討論ヲ用キス之ヲ決シ、其ノ命令ノ執行中、非ニ定員議員ノ出席ナキ間ハ、討論ヲ爲セ、又ハ停會ノ動議ノ外、何等ノ動議ヲモ提出スルコトヲ得ス

第六章 當撰證書呈出

第十二條 當撰證書ノ呈出、其ノ他特權ニ關スル問題ハ、議事録ノ朗讀及修正中、秩序ノ問題又ハ停會ノ動議ノ處理中、若ハ表決中ノ外何時タリトモ之ヲ呈出スルコトヲ得

當撰證書ノ呈出ニ關スル問題及動議ノ處理終ラサル間ハ、他ノ議事ニ移ルコトヲ得ス

第十三條 書記官長ハ完全ナル簿冊ヲ調製シ之ニ撰舉ノ月日、被撰舉人ノ姓名、得票ノ數、當撰證書ノ日附、當撰證書ニ正署又ハ副署シタル知事又ハ書記官ノ姓名撰出セラレタル州名ヲ明記シ以テ當撰證書ノ記録ヲ保存スベシ

○第七章 朝會議

第十四條 議事録ノ朗讀終レハ議長ハ大統領ノ訓旨、各省長官ノ報告及通知書、元老院宛ノ文書、并ニ前會ノ殘務ニ屬スル議案、連合立議、其ノ他代議院ヨリ回送セル公文ヲ院議ニ付シ、而シテ後左ノ順序ヲ以テ議事ヲ始ムベシ

第一 請願及參證ノ呈出

第二 常任委員及特別委員ノ報告

第三 議案及ヒ連合立議ノ提出

第四 協議及ヒ他ノ立議

以上ハ全會ノ一致ヲ以テスルニアラサレハ其ノ順序ヲ變更シテ受理若ハ處理スルコトヲ得ス

第十五條 議長朝會議ノ終結ヲ宣告セサル間又ハ午後一時ニ至ラサル間ハ議案、立議委員ノ報告、其ノ他議案録ニ記載セラレタル事件ノ審議ニ移ラントスルノ動議ハ、全會ノ一致ヲ以テスルニアラサレハ、之ヲ受理スルコトヲ得ス

全會ノ一致ヲ以テ前項ノ動議ヲ受理シタルトキハ之ヲ修正スルコトヲ許サズ、其ノ當否ニ就キ、討論ヲ用弁ス、直ニ決ヲ採ルベシ

第十六條 凡ソ請願及參證ハ異議アルニアラサレハ院議ニ付セスシテ直ニ委員ノ審査ニ付ス
請願、參證、其ノ他ノ書類ヲ受理若ハ委員ニ付託スル動議ハ凡テ提出

ノ順序ニ從ヒ之ヲ議決ス

但シ此ノ動議ハ訓示ヲ附スル爲メノ外修正ヲ許サス

第十七條 凡ソ請願及參證ハ必ス請願人又ハ參證人之ニ署名シ、簡單ナル目錄ヲ附シ、討論ヲ用弁ス之ヲ呈出シ委員ノ審査ニ付スヘキモノトス

但シ外國ノ公民若ハ臣民ノ署名ヲ以テ呈出セラレタルモノハ大統領ノ紹介アルコアラサレハ之ヲ受理スルコトヲ得ス

第十八條 議長ハ何時タリトモ大統領又ハ代議院ノ送附ニ係ル議案、其ノ他ノ事件ヲ院議ニ附スルコトヲ得、議員ハ何時タリトモ此等ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ何等ノ問題ノ處理中ト雖トモ直ニ之ヲ中止シ前項ノ動議ヲ討論ヲ用弁ス議決ニ付ス

第八章 處務ノ順序 一

第十九條 朝會議終結ノ後午後二時ニ至ルマテ、動議ニ因リ、他ノ順序ヲ採用シタル場合ノ外、議案及立議録ノ審議ニ移リ、其ノ異議ナキモノハ、順次ニ之ヲ登記ス

議員ハ一問題ニ就キ各々五分間ヲ限リ一回ノ演説ヲナスコトヲ得ヘシ

議員ハ何時タリトモ問題ニ對シ異議ヲ提出スルコトヲ得ヘシト雖モ動議ニ依リ其ノ審議ヲ繼續スルコトヲ得

議案及立議録ノ審議ハ協議及他ノ立議ノ提出ノ後、殘務及他ノ特別日程ノ處理ノ前之ヲ行フ

但シ異論アルニ拘ハラヌ其ノ審議ヲ繼續シタル場合ニ於テハ前條討論ニ關スル規程ハ適用ノ限リニ在ラス

他ノ事件ノ審議ニ移ラントスル動議ニシテ午後二時前ニ提出セラレタルモノハ凡テ討論ヲ用井ス之ヲ決ス

○第九章 處務ノ順序 二

第二十條 午後二時前ニ議案及ヒ立議録中異論ナキ事件ノ審議ヲ終

ヘ特別日程ノ無キトキハ直ニ普通日程ノ審議ニ移リ前會議ノ殘務

ニ屬スル最初ノ事件ヨリ登記ノ順序ヲ追フテ之ヲ審議ス

普通日程ノ審議中ハ停會ノ動議、行政事務ノ審議ニ移ルヘントノ動

議又ハ特許問題ノ處理中ノ外、何時タリトモ左ノ動議ヲ特許動議トシテ提出スルコトヲ得

第一 支出及收入條例ノ審議ニ移ルノ動議

第二 議案録中ノ他ノ議案ノ審議ニ移ルノ動議但シ此ノ動議ハ修正ヲ許サス

第三 審議中ノ問題ヲ置キテ他ノ問題ニ移ルノ動議

但シ此動議ハ其ノ中止セントスル問題ヲ其ノ儘議案録中ニ存ス

第四 前項ノ議題ヲ議案録ノ末尾ニ移サントスルノ動議

以上ノ動議ハ茲ニ記載シタル順序ヲ追ヒ其ノ決ヲ採ル此等ノ動議ハ秩序ノ問題ト同一ノ性質及ヒ權利ヲ有スルモノト見做シ之ヲ院議ニ附スルコトヲ得ヘシ

○第十章 特別日程

第二十一條 何等ノ事件ト雖トモ出席議員三分ノ二以上ノ賛成アルトキハ之ヲ特別日程トナスコトヲ得ヘシ

特別日程ノ審議ニ移ルヘキ豫定ノ時刻到ルトキハ議長ハ前會ノ殘務アルニアラサレハ直ニ之ヲ院議ニ付シ若シ其ノ日ヲ以テ之ヲ議了スルコト能ハサルトキハ其ノ特別日程トナリタル順序ヲ以テ之

ヲ特別日程ニ登記ス

但シ停會ノ爲ニ其ノ審議ヲ中止セラレタルトキハ此ノ例ニ在ラス

第二十二條 同時ニ二箇或ハ二箇以上ノ特別日程ヲ定メタルトキハ

其ノ決議ノ前後ヲ以テ其ノ順序ヲ定メ院ノ命令ヲ以テスルニ非ハレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

前項ノ順序ヲ變更シ又ハ他ノ事務ノ審議ニ移ラントスル動議ハ凡テ討論ヲ用非ズ之ヲ決ス

○第十一章 文書ノ朗讀ニ對スル異議

第二十三條 文書ノ朗讀ヲ命シタル後之ニ異議ヲ唱フルモノアル時ハ討論ヲ用ヒズ之ヲ決ス

○第十二章 表決

第二十四條 口頭表決ヲ命スルトキハイロハ順ヲ以テ議員ノ姓名ヲ

點呼スベシ

議員ハ院ノ許可ヲ得ルモノヲ除クノ外討論ヲ用弗ス必ス問題ヲ可又ハ否トスルコトヲ公言セサルヘカラス

議長表決ノ結果ヲ宣示シタル後議員ハ議決ニ加ハルコトヲ得スト雖トモ充分ノ理由アルトキニ限り全會ノ一致ヲ得テ其ノ表決ヲ變更又ハ撤回スルコトヲ得

前項ノ規則ヲ停止セントスル動議ハ全會ノ一致ヲ以テスルモ決シテ之ヲ受理スルコトヲ得ス

第二十五條 姓名點呼ノ際議員ノ表決ヲ爲スコトヲ拒ムトキハ其ノ理由ヲ開陳セシムルコトアルヘシ

議員其ノ理由ヲ開陳シタル後議長ハ左ノ問題ヲ院ニ附ス曰ク「某議員ハ只今開陳セル理由ニ依リ其ノ表決ヲ拒ムコトヲ得ヘキヤ」

但シ此ノ問題ハ討論ヲ用弗ス之ヲ決ス又此等ノ手續ハ姓名點呼ノ後結果宣告ノ前ニ於テ之ヲ爲シ其ノ他ノ手續ハ結果宣告ノ後ニ於テ之ヲ爲ス

○第十三章 再審

第二十六條 問題議決ノ後ト雖トモ多數方ニ表決シタル議員ニ限り決議ノ當日若ハ議決ノ後實際會議ヲ開キタル二日以内ニ於テ再審ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

院若シ前項ノ動議ヲ拒否シタルトキ人ハ再審ノ上前議決ヲ確定シタルトキハ全會ノ一致ヲ以テスルニテ再審ノ動議ヲ提出スルコトヲ得ス

凡テ再審ノ動議ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス但シ本題ニ關係ナク之ヲ卓上ニ置クコトヲ得ヘシ

但シ之ヲ卓上ニ置クヲ以テ其ノ最終ノ手續トナス

第二十七條 議案、立議報告、修正命令、又ハ公文ノ議決ヲ經テ院外ニ發送シ、代議院ニ通知シタル後ニ於テ、再審ノ動議ヲ提出スルトキハ、其ノ返附ヲ代議院ニ請求スルノ動議ト共ニ、之ヲ提出セサルヘカラス、前項ノ返附請求ノ動議ハ討論ヲ用弁スシテ直ニ之ヲ決スベシ、若シ之ヲ否決シタルトキハ、再審動議ノ最終ノ手續トナス

○第十四章 議案、連合立議及立議

第二十八條 議案、及連合立議ノ呈供セラレタルトキ、其ノ提出ニ就キ異議アルトキハ、一日間其ノ提出ヲ延期ス

第二十九條 凡テ議案、及連合立議ハ、其ノ議決ヲ爲ス前必ス三讀會ヲ經サルヘカラス

議案及連合立議ノ讀會ハ、全會ノ一致ヲ以テ之ヲ變シタル場合ノ外

三回共ニ其ノ日ヲ異ニセサルヘカラス

議長ハ讀會ノ都度其ノ第一讀會ナルヤ、第二讀會ナルヤ、將テ第三讀會ナルヤヲ告示スベキモノトス

第三十條 議案、及連合立議ハ、第二讀會ヲ經タル後、アラカレハ付託又ハ修正スルコトヲ得ス

議案及連合立議ノ院ノ許可ヲ得テ提出セラレタルモノ、又ハ代議院ノ提出ニ係ルモノハ、異議ナキ場合ニ限り、第一讀會ト同日ニ第二讀會ヲ開キ、之ヲ委員ノ審査ニ附スルコトヲ得、セント雖トモ、全院委員會ニ於テノ如ク審議スルコトヲ得、又全院ノ一致ヲ以テスルニ非ラサレハ討論ヲ開クコトヲ得ス

第三十一條 委員ノ報告ニ係ル議案、及連合立議ノ未タ院ノ讀會ヲ經サルモノハ、異議ナキ場合ニ限り、其ノ第一讀會ト同日ニ第二讀會ヲ

開キ、其ノ報告ヲ受ケタル順序ニ從ヒ之ヲ議案録ニ登記スルコトヲ得

議案、及連合立議ノ院ノ許可ヲ經テ提出セラレタルモノ又ハ代議院ノ送附ニ係ルモノ、議員ノ審査ニ附セラル、コトナク第一及第二議會ヲ經タルモノハ其ノ議事ノ經過ニ就キ異議アル場合ニ限り之ヲ議案録ニ登記スヘシ

第三十二條 凡テ立議ハ審議ノ爲メ必ス一日間ノ猶豫ヲ與フヘキモノトス

但シ全會ノ一致ヲ以テ他ノ命令ヲ下シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

○第十五章 議案并ニ全院委員

第三十三條 凡テ議案及連合立議ノ第二議會ニ移ルベキモノハ先ヅ全院委員ノ審議ニ附ス

米

八十八

全院委員會ハ審議ノ結果ヲ院ニ報告ス

全院委員會ノ修正ハ院ニ於テ再ヒ之ヲ審議シ而シテ後他ノ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

第三十四條 議案及立議ノ第三議會ヲ命シタル後ニ於テハ全會ノ一致ヲ以テスルニ非サレハ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得ス

但シ之ヲ委員ノ審査ニ付スヘシトノ動議ハ其ノ議決ヲ經サル間ハ何時タリトモ之ヲ提出スルコトヲ得ヘシ

委員再ヒ議案及立議ヲ審査報告スルトキハ之ヲ議案録ニ登記ス其ノ再ヒ院議ニ付セラル、トキハ全院委員ニ於テノ如クスベシ

第三十五條 私案ノ審議中ハ何時タリトモ千八百八十三年三月三日議定ノ條例ニ基キ其ノ事件ヲ控訴裁判所ノ審判ニ付スヘシトノ院ノ立議ヲ以テ本案ニ代ヘンコトヲ動議スルコトヲ得ヘシ

米

八十九

○第十六章 支出議案ノ修正

第三十六條

凡テ一般支出議案ハ江河港灣ニ關スルモノヲ除ク外支出委員ノ審査ニ付スヘキモノトス

一般支出議案ノ江河港灣ニ關スルモノハ之ヲ商務委員ノ審査ニ付スヘシ

一般支出議案ノ支出ヲ増額シ又ハ新タニ支出目ヲ追加スルノ修正ハ現行法、訂盟條約、命令、若ハ會期中既ニ議決シタル立議ノ明文ヲ實施スルニ必要ナルモノ、院ノ常任委員若ハ特別委員ノ動議ニ據ルモノ、又ハ各省長官ノ豫算ニ基キタルモノ、外ハ、決シテ之ヲ受理スルコトヲ得ス

第三十七條

院ノ常任委員若ハ特別委員ノ命令ニ據リ一般支出議案ノ支出ヲ増額シ又ハ新タニ支出目ヲ追加スルノ修正ハ遅クモ之ヲ

討論ニ付スル一日前ニ支出委員ノ審査ニ付スヘキモノトス

前項ノ修正ヲ動議シタル後更ニ其修正中ノ金額ヲ増加セントスル修正ハ之ヲ受理スルコトヲ得ス

前項ノ規程ニ基キ江河港灣ニ關スル支出議案ノ費目ヲ追加スヘシトノ修正ハ其ノ審議ニ先チ之ヲ商務委員ノ審査ニ付スヘシ郵便線路開設議案ニ對シ其開設スヘキ新線路ヲ増加セントコトヲ發議スルノ修正ハ之ヲ逡信委員ノ審査ニ付スヘシ

第三十八條 一般支出議案ニ對シテ動議セラレタル修正案コレヲ一般立法ニ涉ルモノ又ハ本案ノ主旨及條項ニ關係ナキモノハ之ヲ受理スルコトヲ得ス

前項ニ規程シタル關係ノ有無ニ就キ疑問起ルトキハ討論ヲ用ルル院之ヲ決スヘシ

凡テ一般支出議案ノ修正案ハ本案ニ關係ナク卓上ニ置クコトヲ得
ヘシ

第三十九條 一人ノ要求ヲ保護スルノ目的ヲ以テ動議セラレタル
一般支出議案ニ對スル修正ハ、現行法若ハ訂盟條約ノ條項ヲ實施ス
ルニ必要ナルモノ、外之ヲ受理スルコトヲ得ス
現行法若ハ訂盟條約ノ條項ハ修正案中之ヲ明記スルコトヲ要
ス

○第十七章 修正案ハ本案ニ關係ナク卓上ニ置クコトヲ得

第四十條 議案ノ處理中動議セラレタル修正案ハ之ヲ卓上ニ置クモ
其ノ結果ハ本案ニ及フコトナカルヘシ

○第十八章 修正案并ニ議題ノ分割

第四十一條 討論中ノ議題若シ數句ヲ含蓄スルトキハ删除并ニ添加

ノ動議ノ外ハ之ヲ分割スルコトヲ得

但シ一句ヲ删除并ニ添加スルノ動議ヲ否決シタル場合ニ於テモ尙
ホ他ノ句ヲ删除并ニ添加スルノ動議又ハ單ニ删除スルノ動議ヲ提
出スルコトヲ得、又單ニ删除スルノ動議ヲ否決シタル場合ニ於テモ
尙ホ删除并ニ添加ノ動議ヲ提出スルコトヲ得
删除并ニ添加スルノ動議ノ處理中ハ删除セラルヘキ部分ト添加セ
ラルヘキ部分トヲ各々一個ノ議題ト見做シ之ニ對シ修正ノ動議ヲ
提出スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ删除セラルヘキ部分ニ對スル修正ノ動議ハ添
加セラルヘキ部分ニ先テ決ヲ採ルヘシ

○第十九章 討論

第四十二條 發言セント欲スル議員ハ起立シテ議長ト呼フヘシ、議長

ノ許可ヲ得サル間ハ發言スルコトヲ得ス

議長ハ第一ニ議長ト呼ビタル議員ニ發言ノ許可ヲ與フルモノトス
議員ハ他ノ議員ノ發言中其ノ承諾ヲ得シテ發言スルコトヲ得ス
此ノ承諾ヲ得ント欲スルモノハ先ツ議長ヲ呼フヘシ

議員ハ院ノ許可ヲ得シテ一問題ニ就キ同日ニ二回以上發言スル
コトヲ得ス

但シ二回以上ノ發言ヲ許可スルヤ否ヤハ討論ヲ用井ス院之ヲ決
ス

第四十三條 議員中言語又ハ行爲ヲ以テ院ノ規則ニ違背スルトキハ
議長之ヲ制止ス

前項ノ場合ニ於テ若シ議長之ヲ制止セサル時ハ議員之ヲ制止スル
コトヲ得

制止ノ喚呼ヲ受ケタル議員ハ直ニ若席シテ院ノ許可ヲ待ツヘシ院
ノ許可ヲ得サル間ハ再ヒ發言スルコトヲ得ス

但シ發言ヲ許スト許サ、ルトハ勸諭ニ依リ討論ヲ用井ス院之ヲ決ス
第四十四條 討論中用井タル言語ニ對シテ制止ノ喚呼ヲ受ケタル議
員又ハ其ノ他ノ議員ノ要求ニ依リ院則ヲ犯シタルモノト認めラレ
ル言語ヲ摘記シ之ヲ議場ニ於テ朗讀スヘシ

○第二十章 秩序ノ問題

第四十五條 秩序ノ問題ハ分席表決中ノ外何時タリトモ之ヲ提出ス
ルコトヲ得

秩序ノ問題ハ院ノ決ニ付スルトキノ外ハ討論ヲ用井ス議長之ヲ決
ス

秩序ノ問題ニ關スル議長ノ判決ニ對シ異議ヲ中立ツルコトヲ得ヘ

シ

議長ノ決ニ對スル異議ノ未ダ決セサル前ニ起リタル他ノ秩序ノ問題ハ討論ヲ用キス議長之ヲ決シ而シテ其ノ決ニ對スル他ノ異議起ルトキハ討論ヲ用非ス直ニ之ヲ決ス
凡テ議長ノ判決ニ對スル異議ハ處理中ノ議題ニ關係ナク卓上ニ置クコトヲ得

但シ之ヲ卓上ニ置クトキハ再々ヒ之ヲ提出スルコトナクシテ議長ノ決ヲ以テ確定シタルモノトス

第四十六條 議長ハ秩序ノ問題ヲ院ノ決ニ附スルコトヲ得

○第二十一章 動議

第四十七條 議長又ハ議員ノ要求アルトキハ何等ノ動議ヲリトモ之ヲ筆記シ之ヲ討論ニ付スル前朗讀スヘシ

第四十八條 何等ノ動議又ハ立議ト雖トモ議決若ハ修正又ハ可否表決ノ命下ラサル間ハ何時タリトモ動議者之ヲ撤回又ハ修正スルコトヲ得
但シ再審ノ動議ハ院ノ許可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ撤回スルコトヲ得ス

○第二十二章 動議ノ先行

第四十九條 一箇ノ問題處理終ハラサル間ハ左ノ動議ノ外何等ノ動議タリトモ之ヲ受理スルコトヲ得ス

第一 停會ノ動議

第二 定期停會ノ動議

第三 休會ノ動議

第四 行政事務ノ審議ニ移ルノ動議

第五 卓上ニ置クノ動議

第六 無期延議ノ動議

第七 定期延議ノ動議

第八 付託ノ動議

第九 修正ノ動議

以上ノ動議ハ茲ニ記載シタル順序ヲ以テ其ノ先行ヲ定ム又停會ノ動議休會ノ動議行政事務ノ審議ニ移ルノ動議卓上ニ置クノ動議ハ討論ヲ用キス院之ヲ決ス

○第二十三章 前告文

第五十條 議案又ハ立議ノ前告文ト共ニ提出セラレタルトキハ先ツ議案又ハ立議ヲ議決シ而シテ後其ノ前告文ヲ議決スヘシ
前告文ハ之ヲ修正シ若ハ其ノ表決ヲ命セサル間ハ動議者之ヲ撤回

スルコトヲ得

前告文ハ議案又ハ立議ニ關係ナク卓上ニ置クコトヲ得
但シ之ヲ卓上ニ置クトキハ是レヲ以テ最終ノ手續トナス

○第二十四章 委員ノ撰舉

第五十一條 常任委員ノ撰舉ハ院他ノ命令ヲ下シタル場合ノ外各別ノ投票ヲ以テ各委員長ヲ撰舉シ而シテ後一箇ノ投票ヲ以テ各委員ヲ組織スルニ必要ナル人員ヲ撰舉スヘシ

委員長ノ撰舉ハ投票ノ過半数ヲ要シ委員ノ撰舉ハ投票ノ比額多數ヲ以テス獨リ常任委員ノミナラス他ノ委員モ亦院他ノ命令ヲ下シタル場合ノ外凡テ投票ヲ以テ之ヲ撰舉シ比額多數ヲ得タルモノヲ以テ其ノ當撰者ト定ムヘシ

第五十二條 委員長其ノ職ヲ辞シ又ハ其ノ任ヲ罷ムルトキハ院他ノ

命令ヲ下シタル場合ノ外議長ハ其ノ補欠員ヲ指名スルノ權アリ
但シ其ノ指名シ得ヘキ員數ハ委員ノ定數ヲ充タスニ止マルベキモ
ノトス

○第二十五章 常任委員

第五十三條 每年國會期ノ始ニ於テ左ノ常任委員ヲ撰舉シ議案又ハ
他ノ方法ニ依リ報告ノ事ヲ掌ラシムヘシ

- 第一 農務及林務委員 九人
- 第二 支出委員 九人
- 第三 元老院臨時費監査委員 三人
- 第四 元老院臨時費ノ支出ニ關スル總テノ立議ヲ審査ス 九人
- 第五 戶籍調査委員 九人
- 第五 內務及省約委員 九人

- 第六 爭訟委員 九人
 - 第七 海防委員 九人
 - 第八 商務委員 十一人
 - 第九 格倫比亞地方委員 九人
 - 第十 教育及工藝委員 九人
 - 第十一 議決審査委員 三人
 - 第十二 元老院ノ議案修正案及連合立議ノ院外ニ發送セラル、前之ヲ查閱スルコトヲ掌ル 三人
 - 第十二 登錄議案委員 三人
- 凡テ兩院ノ議決ヲ經タル議案及連合立議ノ正シク記録ニ登
リシヤ否ヤヲ查閱シ又ハ元老院ノ發議ニ係ル議案及連合立
議ノ兩院議長ノ調印ヲ經タル者ヲ自ラ大統領ニ送呈シ其ノ

米

百一

呈送ノ事實及ヒ日附ヲ報告スルコトヲ掌ル
但シ代議院ノ同委員ト協同シテ其ノ事務ヲ處理スルコトヲ
得

第十三 流行病委員

七人

第十四 内務各局事務調査委員

五人

第十五 國庫金支出委員

七人

國庫金ノ支出ニ關スル意見ヲ審案シ又ハ院他ノ命令ヲ下シ
タル場合ノ外元老院ノ指令ニ依リ支出スヘキ國庫金ノ支給
方法ニ就キ意見ヲ附スルコトヲ掌ル

第十六 財務委員

十一人

第十七 魚漁委員

七人

魚漁ニ關スル總テノ事件ヲ調査スルコトヲ掌ル

第十八 外務委員

九人

第十九 ミツシッピー河流改良委員

七人

第二十 印度人事務委員

九人

第二十一 貿易委員

九人

第二十二 司法委員

九人

第二十三 圖書館委員

三人

代議院ノ同委員ト協同シテ其ノ事務ヲ處理スルコトヲ得

第二十四 工業委員

七人

第二十五 陸軍軍務委員

九人

第二十六 礦山及礦業委員

七人

第二十七 海軍軍務委員

九人

第二十八 特許委員

七人

第二十九 恩給委員

九人

第三十 逓信委員

九人

第三十一 印刷委員

三人

代議院ノ同委員ト協同シテ其ノ事務ヲ處理スルコトヲ得

第三十二 私有地争訟委員

五人

第三十三 特典及選舉委員

九人

第三十四 公有家屋地所委員

五人

代議院ノ同委員ト協同シテ其ノ事務ヲ處理スルコトヲ得

第三十五 公有地委員

九人

第三十六 鐵道委員

十一人

第三十七 合衆國法律取調委員

五人

第三十八 政府ニ對スル訴訟委員

五人

第三十九 規則委員

九人

第四十 領地委員

九人

第四十一 官道委員

七人

第五十四條 前條ノ元老院臨時費監査委員印刷委員圖書館委員ハ後任ノ撰舉ニ至ルマテ其ノ事務ヲ繼續スルコトヲ得

○第二十六章 付託委員ノ解務ニ關スル動議及其ノ報告ノ猶豫
第五十五條 特別委員又ハ常任委員ニ或ル事件ノ審査ヲ付託スルノ動議アルトキハ常任委員ニ付託スルノ動議ヨリ先ツ決ヲ採ルヘシ但シ單ニ委審ノ動議ハ訓令ヲ付スルノ外修正ヲ加フルコトヲ得ス
第五十六條 凡テ委員ノ報告委員ヲシテ事項ノ審査ヲ中止セシムルノ動議及委員ノ審査ヲ中止セシメタル事項ハ之ヲ討論ニ付スル前一日猶豫ヲ與フベシ

但シ全會ノ一致ヲ以テ他ノ命令ヲ下シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

○第二十七章 兩院協議委員ノ報告

第五十七條 協議委員ノ報告ハ議事録ノ朗讀中、秩序ノ疑問若ハ停會ノ動議ノ處理中、及分席表決中何時タリトモ之ヲ提出スルコトヲ得ヘシ

議院ニ於テ右ノ報告ヲ受理シタル後其ノ審議ニ移ルヘシトノ動議起ルトキハ直ニ討論ヲ用井ス其ノ決ヲ取ルヘシ

○第二十八章 公文

第五十八條 大統領又ハ代議院ノ送附ニ係ル公文ハ分席表決中、議事録ノ朗讀中、及秩序ノ疑問又ハ停會ノ動議ノ處理中ノ外何時タリトモ之ヲ受理スルコトヲ得ヘシ

第五十九條 元老院ヨリ代議院ニ送附スヘキ公文ハ書記官長ヲシテ

之ヲ傳送セシム

書記官長ハ豫メ代議院ニ通知スルヲ要スル又ハ之ト協議スルヲ要スル議案、連合立議及他ノ立議ニ就ケル元老院ノ議決、又ハ元老院ヨリ大統領ニ呈送スヘキ立議及他ノ通知文ヲ證明スヘキモノトス

○第二十九章 書類ノ印刷等

第六十條 行政各省ノ文書及ヒ報告等ヲ印刷ニ付スルノ動議元老院又ハ代議院ノ提出ニ係ル議案若ハ元老院議員ノ發議ニ係ル立議若ハ州會又ハ公會ノ通知文ノ外參證、請願、附屬文書等ヲ印刷ニ付スヘシトノ動議并ニ元老院常任委員又ハ特別委員ノ命令ニ基キ諸書類ヲ印刷ニ付スヘシトノ動議ハ院別ニ命令ヲ下スニアラサレハ凡テ印刷委員ノ審査ニ付スヘキモノトス
指令ヲ付シテ委員ノ審査ニ付スルノ動議アリシ場合ニ於テハ印刷

ノ動議ヲ以テ之ニ附加スルコトヲ得ヘシ

第六十一條 豫定ヨリ多クノ冊數ヲ印刷スルノ動議ハ印刷委員ノ審査ニ付スヘキモノトス

委員ニ於テ前項ノ動議ヲ可トスルトキハ其ノ印刷ニ要スヘキ費用ノ豫算ヲ付シテ之ヲ報告スヘシ

但シ其ノ費用五百弗以上ニ上ルトキハ代議院ト協議ノ後ニアラサレハ印刷ノ命令ヲ發スルコトヲ得ス

第六十二條 議案又ハ連合立議ノ院ノ許可ヲ經テ提出セラレタルモノ、委員ノ報告ヲ受ケタルモノ下院ノ送附ニ係ルモノ並ニ委員ノ報告ハ凡テ印刷ニ付スヘキモノトス

但シ議事ノ進捗ヲ計リ其ノ印刷ヲ停止シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

○第三十章 書類ノ扣去

第六十三條 元老院ニ呈出セラレタル參證其ノ他ノ書類ハ既ニ院ノ議決ヲ經タル條約案ノ外院ノ命令アルニ非サレハ簿冊中ヨリ扣去スルコトヲ得ス

但シ書記官長ハ私訴ノ判決ニ關スル條令ノ議決ヲ經タル場合ニ限リ其ノ事件ニ關係アル簿冊中ノ書類ヲ判決主任ノ官吏ニ送附スルコトヲ得

第六十四條 反對ノ報告ヲ受ケタル參證其ノ他ノ書類ハ書記官局ニ於テ其ノ謄寫ヲ存スルモノニ非サレハ簿冊中ヨリ扣去スルコトヲ得

○第三十一章 反對ノ報告ヲ受ケタル爭訟ノ委審

第六十五條 爭訟事件ノ付託ヲ受ケタル委員之ニ反對ノ報告ヲ以テ而シテ其ノ報告ハ院ノ可決スル所トナリタル場合ニ於テハ次會期

ヲ以テ再ヒ其事件ヲ委員ノ審査ニ付スル爲メ之ニ關係アル書類ヲ
簿冊中ヨリ扣去センコトヲ動議スルハ本則ノ許キハル所ナリトス
但シ委員ノ報告ヲ受ケタル後争訟人ヨリ新ニ證據トナルヘキモノ
ヲ發見シテ其ノ事實ヲ具シ請願書ヲ呈出シタルトキハ此限ニ在ラ
ス

若シ委員ニ於テ反對ノ報告ヲナサ、リシトキハ其ノ争訟審査中ノ
委員ニ前項ノ書類ヲ送附スルハ書記官長ノ義務トス

第三十二章 會期ト會期トノ間ニ繼續スヘキ事務

第六十六條 前會期ノ終リニ於テ殘務トナリタル立法事務ハ次ノ會
期ニ於テ再ヒ之ヲ提出シ恰モ其ノ間ニ停會ナキトキ、如ク處理ス
ヘキモノトス

委員ノ審査ニ付シ而シテ其ノ會期ノ終リマテ其ノ報告ヲ受ケサル書

ハ之ヲ元老院ノ書記官局ニ返附スヘシ

書記官局ニ於テハ書記官長之ヲ保存シ次ノ會期ノ始ニ於テ各々其
ノ主任ノ委員ニ返附ス

○第三十三章 議場ニ關スル特權

第六十七條 會期中ハ左ノ人員ノ外議場ニ入ルコトヲ許サス

- 第一 元老院事務官
- 第二 代議院議員守衛及書記官
- 第三 合衆國大統領及其ノ秘書官
- 第四 各省長官
- 第五 政府ノ農務委員
- 第六 國務大臣
- 第七 外國公使

- 第八 前大統領及副統領
- 第九 前元老院議員及元老院議員ノ選舉人
- 第十 大審院判事
- 第十一 各州及各領地ノ知事
- 第十二 陸軍將官
- 第十三 海軍將官
- 第十四 政府ノ格倫比亞地方委員
- 第十五 諸外國々會議員
- 第十六 元老院議員ノ書記國會圖書館長及法律圖書館ノ管理ヲ掌ル國會圖書館次長
- 第十七 オノレーブル、ショージ、パンクロフト氏
- 第十八 控訴裁判所判事

第十九 議事堂ノ建築師

第二十 スミスソリヤン社ノ書記

第六十八條 前條ニ記載シタル元老院議員ノ書記ハ實際書記ノ職務ヲ行ハシムル爲ニ任用シ且ツ其ノ職務ニ從事スルモノタルコトヲ證明シタル書面ヲ以テ豫メ議員ヨリ守衛ニ届出テタルモノニ非サレハ議場ニ入ルコトヲ許サス

○第三十四章 元老院所轄諸室ノ管理

第六十九條 元老院ノ議場ハ他ノ使用ニ供スルコトヲ得ス

第七十條 國會議事堂中元老院及其ノ事務官ノ使用ニ供シ若ハ供スルコトヲ得ヘキ諸室即チ元老院議長ノ管理ニ屬スヘキ諸室并ニ通路傍聽席、食堂等ニ關スル規則及其ノ整理方法ヲ規定スルハ凡テ規則委員ノ職權ナリトス

規則委員ハ每國會期ノ始ニ於テ報告員傍聽席ニ關スル規則ヲ定メ
日刊新聞ノ特別報告員ニ限リ各々一箇ノ傍聽席ヲ附スルコト、ナ
スヘシ

○第三十五章 秘密會議

第七十一條 何等ノ事件ノ討論中ヲリトモ其ノ事件ヲ以テ秘密ヲ要
スヘキモノトナシ院ノ諸扉ヲ閉鎖センコトヲ動議スルモノアリテ
賛成ヲ得タルトキハ議長ハ盡ク諸回廊ノ傍聽人ヲ退去セシメ其ノ
討論ヲ終ルマテ院ノ諸扉ヲ閉鎖スルコトヲ命スヘシ

○第三十六章 行政會議

第七十二條 行政事務ノ審議ノ爲ニ大統領元老院ニ出席スルトキハ
議長ノ右方ニ其席ヲ占ムヘシ
大統領元老院ニ命シテ他ノ場所ニ會合セシムルトキハ議長及議員

ハ須要ノ事務官ト共ニ指命ノ場所ニ集リ大統領ニ陪侍スヘシ

第七十三條 機密事務又ハ行政事務ノ議事中ハ元老院書記官長同首
座書記官、重ナル立法主任ノ書記官、行政主任ノ書記官、議事筆記并ニ
議事録主任ノ書記官、警察官、守衛補、其ノ他議長ノ必要ト認メタル事
務官ノ外、他ノ人員ヲシテ盡ク議場ヲ退去セシムヘシ

凡テ前項ノ事務官ハ其ノ議事ニ對シテ秘密ヲ保持スルコトヲ誓約
スヘキモノトス

第七十四條 元老院議員及事務官ハ凡テ大統領ノ下附ニ係ル機密通
知文院議ニ附セラレタル條約案并ニ之ニ關スル議員ノ論說、表決及
其ノ經過ニ對シテ秘密ヲ保持セサルヘカラス
但シ院ノ立議ヲ以テ其ノ秘密ヲ解キ又ハ公開會議ニ於テ之ヲ討論
シタルトキハ此ノ限ニアラス

第七十五條 元老院議員及事務官ニシテ機密ニ關スル議事又ハ經過ヲ他人ニ漏ストキハ議員ハ其ノ資格ヲ剝奪シ事務官ハ其ノ職務ヲ免除シタル後之ヲ懲戒資罰ニ處ス

○第三十七章 行政會議并ニ條約會議

第七十六條 元老院ノ認可ヲ得ル爲ニ大統領條約案ヲ下付スルトキハ其ノ第一讀會ヲ開クヘシ

條約案ニ關スル諸般ノ動議ハ委員ノ審査ニ付スルノ動議院ノ使用ニ供スル爲ニ議員ヲ機密印刷ニ附スルノ動議及會議ヲ公開スルトノ動議ノ外之ヲ提出スルコトヲ得ス

條約案ニ關スル委員ノ報告ハ修正案ヲ附シタルト否トニ拘ハラズ全會ノ一致ヲ以テ他ノ命令ヲ下シタル場合ノ外ハ其ノ討議ヲ爲ス前必ス一日ノ猶豫ヲ與フヘキモノトス

前項ノ猶豫ヲ與ヘタル後ハ直ニ其ノ第二讀會ヲ開キ之ヲ全院委員會ノ審議ニ附スルコトヲ得

全院委員會ノ審議ハ逐條議ヲ以テ進ミ先ツ委員ノ報告ニ係ル修正案ノ可否決ヲ行ヒ而シテ後他ノ修正案ヲ發議スルコトヲ得セシム

全院委員會ニ於テ其ノ審議ヲ終ヘタルトキハ其ノ經過ヲ議院ニ報告シ若シ其ノ本案ニ修正ヲ加ヘタルトキハ左ノ問題ヲ發ス曰ク本院ハ全院委員會ノ發議ニ係ル修正案ニ同意スヘキヤ否ト

於テ之ヲ決スルコトヲ得
 全院委員會ノ修正案ノ決ヲ經タル後ハ他ノ修正案ヲ提出スルコトヲ得

元老院ハ條約案ノ議事中何時タリトモ之ニ對スル機密ヲ解キ公開

行政會議ニ於テ其ノ審議ヲ行フコトヲ得
 條約案ニ對スル元老院ノ決議ハ修正案ヲ付シタルト否トニ拘ハラ
 ス之ヲ認可立議ノ體式ニ改ムヘキモノトス
 此ノ改體ノ動議ハ全會ノ一致ヲ以テ他ノ命令ヲ下シタル場合ノ外
 議決ノ翌日ヲ以テ之ヲ發議スルコトヲ要ス
 前項ノ場合ニ於テハ全會ノ一致ヲ以テスルニアラサレハ修正案ノ
 提出ヲ許サス
 院ノ協議ヲ以テ定メタル體式ヲ以テ其ノ認可ヲ表スヘキヤ否ノ最
 後ノ問題及元條約案ヲ無期延議ニ附スルノ動議ハ出席議員三分ノ
 二以上ノ表決ヲ以テ之ヲ決シ他ノ動議及問題ハ過半数ノ表決ヲ以
 テ之ヲ決ス

第七十七條 大統領ノ下付ニ係ル條約案ノ審議ヲ終ラサル間ニ停會

シタル場合ニ於テハ次會期ニ於テ其ノ未タ處理ヲ終ヘサル條項ヨ
 リ引續キ其ノ審議ヲナスヘシ
 但シ會期ノ終リニ於テ其ノ審議ヲ中止シタルトキハ次會期ノ始ニ
 於テ前會期ノ議事ハ凡テ無効ノモノト見做シ新ニ其ノ審議ヲ開ク
 ヘキモノトス

第七十八條 印度人種トノ訂盟ニ係ル條約案ハ凡テ公開會議又ハ立
 法會議ニ於テ之ヲ審議議決スヘシ

但シ大統領機密ヲ以テ之ヲ下付シタルトキハ秘密會議ヲ用フ

○第三十八章 行政會議并ニ吏員ノ薦舉ニ關スル議事

第七十九條 吏員ノ薦舉ニ關シ大統領元老院ニ諮問スルトキハ院他
 ノ命令ヲ下シタル場合ノ外之ヲ支出委員ノ審査ニ附スヘシ
 前項ノ薦舉ニ關スル最後ノ問題ニ元老院ハ大統領ノ薦舉ニ對シ同

意ヲ表スヘキヤ否ナリ

但シ右ノ問題ハ前會ノ一致ヲ以テスルニアラサレハ諮問ヲ受ケタル當日又ハ委員ノ報告ヲ受ケル當日ニ於テ之ヲ發スルコトヲ得ス
第八十條 吏員薦舉ノ會議中被薦舉人ノ性質又ハ品行ニ關スル議員ノ論告及ヒ表決ハ凡テ秘密ニ付スヘキモノトス

委員ハ其ノ意見ニ從ヒ元老院ニ於テ排難ノ論告アリシコトヲ被薦舉人ニ注意スルコトヲ得ヘレト雖モ其ノ論告ヲナシタル議員ノ姓名ハ秘シテ明示セサルコトヲ要ス

但シ薦舉ニ關スル諮問アリシ事實及元老院ニ於テ之ヲ可決又ハ否決シタル事實ハ秘密ニ附スルコトヲ要セス

第八十一條 元老院ニ於テ大統領ノ薦舉ヲ可決又ハ否決シタル後ト雖モ多數方ニ表決シタル議員ニ限リ表決ノ當日又ハ表決ノ後實際

行政會議ヲ開キクル二日以内ニ於テ再審ノ動議ヲ發スルコトヲ得ヘシ

但シ再審ノ動議ヲ發シ得ヘキ日限内ニ於テ可否ノ報告ヲ大統領ニ送呈シタルトキハ其ノ返附ヲ大統領ニ請求スルノ動議ト共ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

吏員ノ薦舉ニ關スル表決ヲ再審ニ附スルノ動議ハ本案ニ關係ナク卓上ニ置クコトヲ得ヘシ

但シ之ヲ其ノ動議ニ關スル最終ノ手續トナスヘシ

第八十二條 書記官長ハ元老院ニ於テ大統領ノ薦舉ヲ可決又ハ否決シタル後ト雖モ再審ノ動議ヲ提出シ得ヘキ日限内又ハ其ノ動議ノ處理中ニ於テハ之ヲ大統領ニ復命スルコトヲ得ス
但シ院別ニ命令ヲ下シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八十三條 三十日以上停會又ハ休會スル場合ニ於テ前條再審ニ關スル動議ノ未ク決定セサルモノアルトキハ凡テ脱落ニ歸スヘキヲ以テ書記官長ハ前議ニ依リ之ヲ大統領ニ復命スヘシ

第八十四條 吏員ノ薦舉ニ關スル諮問ノ前會期ニ於テ議決ヲ經サルモノハ大統領再ヒ之ヲ諮問スルニアラサレハ次會期ニ於テ院議ニ付スルコトヲ得ス

三十日以上停會又ハ休會スル場合ニ於テ吏員ノ薦舉ニ關スル諮問ノ未ク議決ヲ經サルモノアルトキハ書記官長之ヲ大統領ニ返呈シ大統領再ヒ之ヲ諮問スルニアラサレハ院議ニ付スルコトヲ得ス

○第三十九章 行政會議錄ハ謄寫ヲ以テ之ヲ大統領ニ送呈スヘシ

第八十五條 院ノ行政會議錄ハ始終精確ナル謄寫ヲナシテ之ヲ大統領

領ニ送呈スヘシ

書記官長ハ特別ノ命令アルニアラサレハ行政會議錄ノ謄寫ヲ他ニ送附シ又ハ大統領ノ下附ニ係ル條約案ノ既ニ議決ヲ經タルモノノ外何等ノ書類タリトモ之ヲ他ニ轉送スルコトヲ得ス

○第四十章 本規則ノ停止及ヒ修正

第八十六條 本規則中ノ條章又ハ其ノ一部ヲ停止又ハ更定若ハ修正スヘシトノ動議ハ其ノ停止又ハ更定若ハ修正セントスル條項ト其ノ目的トヲ明記シ一日間ノ豫告ヲナシタル後ニアラサレハ提出スルコトヲ得ス

但シ第十二章第二十四條ノ場合ノ外全會ノ一致ヲ以テスルトキハ揭示ヲ用井スシテ停止スルコトヲ得ヘシ

佛國元老院規則

佛蘭西元老院規則

貴族院書記官 太田峰三郎譯

第一章 假議長局及確定議長局

第一條 各通常會ノ開會ノ初日ニ於テ最モ年長ノ議員ハ議長席ヲ占ムヘシ

最モ年少ノ元老議員六名ハ確定議長局ノ選舉ニ至ルマテ書記官ノ事務ヲ擔任スヘシ

第二條 議長ハ閉會中ニ施行セシ議員ノ選舉ニ關スル調査ヲ各部ニ送付シ審査セシム

第三條 元老院ハ議長局ノ選舉ヲ施行スヘキ日時ヲ定ム選舉ハ其ノ當日直ニ之ヲ施行スルヲ得

元老院ハ假議長及假副議長各一名ヲ選舉スルヲ得

第四條 憲法ノ成文ニ依リ一年間ノ任期ヲ以テ選舉セラレタル議長局ハ左ノ人員ヲ以テ組織ス

第一 議長

一人

第二 副議長

四人

第三 書記官

六人

第四 監察官

三人

第五條 議長局員ノ選舉ハ公會ニ於テ各別ニ施行ス

副議長書記官及監察官ノ選舉ハ各連名投票ヲ以テス

第六條 第一回及第二回ノ選舉ハ投票者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第二回投票ニ於テ仍ホ過半数ヲ得タル者ナキトキハ其ノ最多數ノ投票ヲ得タル者二人ニ就キ決選投票ヲ行ヒ比較多數ヲ得タル者ヲ

以テ當選人トス

投票ノ數同一ナル場合ニ於テハ年長者ヲ當選人トス

此ノ規程ハ連名投票選舉ノ場合ニモ適用ス連名投票ノ場合ニ於テハ最多數ノ投票ヲ得タル者ニ就キ選舉スヘキ人員ノ二倍ヲ取リ決選投票ヲ行フ

第七條 議長局ノ選舉結了シタルトキハ議長ヨリ元老院ノ組織セラ

レタル旨ヲ代議院及共和國大統領ニ報告スヘシ

第二章 議員ノ資格審査

第八條 元老院其ノ議員ヲ選舉スルニハ公會ニ於テ其ノ選舉ノ日ヲ定メタル後八日間ヲ經過セサルヘカラス

元老院ニ於テ行フタル選舉ノ結果ハ投票ノ後直チニ公會ニ於テ之ヲ報告スヘシ選舉ノ後三日ヲ經カレハ議員ニ宣命スルヲ得ス

右ノ期限内ニ其ノ選舉ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スモノアルトキハ被選人ノ資格ノ有無ヲ決議シタル後ニアラザレハ元老院ハ議員ヲ任命スルヲ得ス被選人ノ資格ハ各部ニ付セスヲ議決ス

各州ヨリ選出セラレタル議員選舉ノ調査ハ其ノ證據書類ト共ニ州ノ「イ」「ロ」「ハ」順ニ從ヒ各部ニ配付スヘシ各部ニ於テハ抽籤ヲ以テ三人ノ委員ヲ選舉シ審査ヲ委任スヘシ

各選舉ノ審査報告ハ各部ニ於テ選舉シタル議員之ヲ爲スヘシ

第九條 元老院ハ選舉ノ有効ナルヤ否ヲ判決ス元老院選舉ヲ有効ナリト判決シタルトキハ議長ハ被選人ヲ院議員ニ宣命ス

若シ選舉ニ就キ異議アリテ議員一人ノ請求アルトキハ元老院ハ選舉審査ノ報告ヲ官報ニ記載シタル後又ハ各議員ニ配付シタル後ノ會議ニ付シテ判決スルヲ得

議員其ノ選舉無効ノ判決ヲ受ケサル間ハ會議ニ列シ又表決ニ預ルコトヲ得

第十條 議員タルノ許可ヲ延期セラレタル議員ハ其ノ表決權ヲ停止ス

選舉ニ就キ異議ノ申立ヲ受ケタル議員ハ自己ノ選舉ノ効力ニ關シ部會議又ハ公會議ニ於テ表決ニ加ルコトヲ得ス

第三章 部及委員

第十一條 元老院議員ヲ分ツテ九部トス此ノ部員ハ公會議ニ於テ毎月抽籤ヲ以テ改選ス各部ハ其ノ部長及書記ヲ選舉スヘシ其ノ選舉ノ方法ハ第六條ニ同シ

第十二條 各部事務ノ順序ハ元老院ニ於テ決定シタル議事日程ニ依ルヘシ各部ハ各別ニ其ノ調査ニ付セラレタル問題ニ付キ討論スヘシ

各部ハ部會議事録ヲ調製スヘシ

各會議ノ議事録ニハ出席議員ノ姓名ヲ記スヘシ

第十三條 至急ト宣言セラレタル場合ノ外部會議ハ法律案及議案ヲ分配シタル後二十四時間後ニ非サレハ發開スルヲ得ス

第十四條 討論ノ終リタルトキハ各部ハ第六條ニ定メタル法式ニ從ヒ一名ノ委員ヲ選舉スヘシ又元老院規則若ハ其ノ特別ノ決議ニテ議定シタルトキハ數名ノ委員ヲ選舉スヘシ

第十五條 會計委員及請暇委員ヨリ他ノ二箇ノ委員ヲ兼任シタル議員ハ其ノ二箇中ノ一ニテ其ノ報告委員ヲ選舉スルトキニ至ルマテ第三ノ委員ト爲ルヲ得ス

此ノ禁制ハ至急ト宣言セラレタル法律案若クハ他ノ提出案ノ調査ニ關スル委員ニ適用スヘカラス

委員ニ選舉セラレタル議員ハ規則上此ノ任ヲ承諾スルコトヲ得ルヤ否ヲ議長局ニ通知セサルヘカラス

其ノ選舉ヲ承諾スルヲ得サル場合ニ於テハ直ニ代員ヲ選舉スヘシ第十六條 各通常會ノ初ニ當リ各部ニ於テハ滿一年ノ期限ヲ以テ元老院ノ事務費用ニ供シタル定額ノ會計調査ヲ擔任スヘキ一名ノ委員ヲ選舉スヘシ

第十七條 各部ハ毎月左ノ委員ヲ任命スヘシ

第一 議員ノ起草ニ係ル提出案ヲ調査シ之ヲ會議ニ付スヘキヤ否ニ付意見ヲ陳フル爲メニ任シタル委員

第二 邑及州ノ利益ニ關シタル法律案ノ調査ニ任シタル委員

第三 請願ノ調査ニ任シタル委員

第四 請暇請願ノ調査ニ任シタル委員

以上ノ委員ハ總テ九名ヲ以テ組成スヘシ但シ議員ノ起草ニ係ル提出案調査ノ委員ハ十八名タルヘシ

第十八條 元老院ニ於テ至當ト認ムルトキハ新ニ提出スル法律案又ハ發議案ヲ既ニ設ケタル委員ニ付託スルヲ得

此ノ場合ニ於テハ右ノ提出案ハ審査中ノ議案ト同一ニ審査セラルヘシ

第十九條 法律案又ハ發議案ヲ各部ノ調査ニ付シタルトキハ議員ノ請求ニ依リ元老院ハ各部ニ於テ第六條ニ記載シタル規則ニ從ヒ連名投票ヲ以テ委員ノ選舉ヲ爲スヘキコトヲ決定スルヲ得

此ノ決議ハ起立投票ヲ以テス
各部ニ於テ會議ノ后投票ヲ開キ之ヲ計算スヘシ各部ノ投票ハ第一部ニ纏テ之ヲ計算シ議長ニ送ルヘシ議長ハ投票ノ結果ヲ宣言スヘシ

第二十條 各通常會ノ初ニ當リ各部ハ十八名ノ一會期常任委員ヲ選舉スヘシ其ノ委員ノ職務ハ左ノ如シ

第一 現會計年度又ハ過去會計年度ニ屬スル補充若ハ臨時經費ノ請求ニ關スル法律案

第二 國庫ニ變更ヲ及ホス法律案若クハ其ノ他ノ發議案

第二十一條 元老院ハ前條ニ記載シタル法律案及發議案ヲ特別調査委員ニ付託スルヲ得

第二十二條 國家ノ歲出入ニ關スル法律案及發議案ノ調査ニ任セラレタル特別委員ハ經費ノ費途ニ付キ意見ヲ陳フルコトナク法案ノ全体ニ就テ報告ヲ爲スヘシ

若シ其ノ法案ヲ至當ナリト決定スルトキハ第二十條ニ記載シタル委員ニ之ヲ通知スルヲ要ス

右ノ委員ハ右ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日内ニ經費ノ費途ニ付キ其ノ意見ヲ申立ツヘシ此ノ意見ニハ理由ヲ付シ之ヲ印刷シタル報告書ニ添付スヘシ

以上ノ規則ハ至急ノ場合ニハ之ヲ適用スヘカラス

第二十三條 議長ヨリ招集セラレタルトキハ委員會ハ第六條ニ記載

シタル如ク委員長一名及書記一名ヲ選舉スヘシ

議案ノ討論終リタルトキハ前項ト同一ノ方法ニ依リテ一名ノ報告

委員ヲ選舉シ其ノ審査ヲ議院ニ報告スヘシ

委員各會議ノ議事録ニハ出席議員ノ姓名ヲ記載スヘシ

辭職及死亡其ノ他ノ原因ニ依リテ委員中ニ缺員ヲ生シタル場合ニ

於テハ其ノ選舉シタル部ニ於テ補缺選舉ヲ行フヘシ

更ニ選舉セラレタル議員ハ其ノ相續セシ所ノ部ニ屬スヘシ

第二十四條 議長ハ其ノ討議スヘキ所ノ事件ニ關スル總テノ書類ヲ

各部及委員會ニ送ルヘシ

監察官ハ各委員會ノ爲メニ一ノ室ヲ設クヘシ又審査事件ノ終リニ

至ルマテ其ノ議事録及總テノ照會書類ヲ保存スル爲メ委員會ノ室

ニ鎖鑰ヲ付シタル函ヲ備ヘ置クヘシ

第二十五條 議員ハ委員ノ調査ニ付セラレタル法案及決議ノ參考ノ

爲メニ委員會ニ付シタル書類ヲ點檢スルヲ得

議員右ノ書類ヲ閱覽スルトキハ他處ニ携帯スルヲ得ヌ又之カ爲メ

委員ノ事務ヲ妨クヘカラス

此ノ書類及委員ノ議事録ハ議定ノ後元老院ノ記録庫ニ貯藏スヘシ

第二十六條 委員會ハ其ノ委員長又ハ其ノ委員中ニテ指定シタル委

員ニ依リ直接ニ諸大臣ト交通往復スルヲ得

第二十七條

發議案ノ提出者ハ其ノ發議案ノ審査ヲ委セラレタル委員會ニ出席シ其ノ意見ヲ陳フルノ權利ヲ有ス又發議者ハ報告委員任命ノ前ニ委員會ニ出席スヘキコトヲ命セラレヘシ

發議者數人アルトキハ委員會ニ出席スヘキ者一人ヲ互選スヘシ

第二十八條

各部及委員ハ元老院内ニ特ニ定メタル室ニ於テ集會及會議ヲ爲スヘシ委員ハ其ノ事務準備ノ爲メ官省ニ集會スルヲ得

第四章 會議

第二十九條

議長ハ會議ヲ開ク

議長ハ會議ヲ指揮シ元老院規則ヲ執行シ及議員ヲシテ會議ノ秩序ヲ守ラシム

第三十條

書記官ハ議事録ノ調製ヲ監督ス

各會議ノ始ニ於テ書記官一名ハ前會ノ議事録ヲ朗讀スヘシ元老院

右ノ議事録ヲ認可シタルトキハ議長若ハ當日會議ノ議長トナリタル副議長及書記官二名以上之ニ手署スヘシ

第三十一條 議事日程所載ノ議事ニ移ルノ前議長ハ之ニ關スル要件ヲ元老院ニ報告スヘシ

第三十二條 元老院ニ提出スル書類ハ凡テ議長局又ハ議長ニ呈スヘシ元老院ハ必要ナリト認ムルトキハ右ノ書類ヲ印刷ニ付スルヲ得

第三十三條 議員ハ議長ニ發言ヲ請求シ其ノ許可ヲ得タル后ニアラサレハ發言スルヲ得ス

演說者ハ演壇ニ於テ發言スヘシ但シ議長ニ於テ其ノ坐席ニテ發言スルコトヲ許可シタルトキハ此例ニアラス

第三十四條 書記官ハ發言請求ノ順序ニ從ヒ其ノ氏名ヲ著キ留ムヘシ

發言ノ請求ハ報告書ヲ提出シタル后ニアラサレハ之ヲ爲スヲ得ス
第三十五條 議長ハ反對賛成ノ演説者ヲシテ交互ニ發言ヲ爲サシム
ヘシ

第三十六條 内閣大臣政府委員及法律案ヲ維持スルノ任アル報告委
員ハ發言請求記載ノ順序ニ拘ハラズ其ノ請求ニ由テ發言ヲ爲スヲ
得

第三十七條 議員ハ常ニ内閣委員ノ發言シタル后ニアラサレハ發言
スルヲ得ス

第三十八條 演説者ハ問題ノ區域内ニテ討論スヘシ若シ問題外ニ涉
ルトキハ議長ハ之ニ注意ノ言ヲ與フ

總テ議員ハ議長ノ注意ニ關シテハ發言ヲ請求スルヲ得ス

第三十九條 同一演説中ニ二回以上議長ノ注意ヲ受ケ仍ホ問題外ニ

涉リテ議論ヲ爲スモノアルトキハ議長ハ議院ニ向ヒ當日ノ會議中
同問題ニ付キ其ノ演説者ノ發言ヲ禁止スヘキヤ否ヲ問フヘシ
此ノ決議ハ辨論ヲ用キス起立ニ依リテ決スヘシ若シ表決疑ハシキ
場合ニ於テハ演説者ノ發言ヲ禁止スヘカラス

第四十條 何人ヲ問ハス同一ノ問題ニ付キ二回以上發言スヘカラス
但シ議院ノ許可ヲ得ルトキハ此ノ限ニアラス

第四十一條 一己人ノ行爲ニ關スル事件ニ付キ發言ヲ請求スル議員
アルトキハ發言規定ニ依ラス之ヲ許スヘシ

第四十二條 他人ノ議論ノ妨止一己人ノ行爲ニ關スル言論其ノ他總
テ秩序ヲ紊亂スル舉動ハ一切之ヲ禁止スルモノトス

第四十三條 先決問題即チ會議ニ付スヘキモノニアラストノ動議ハ
常ニ發議スルヲ得ヘシ

先決問題ハ演壇ニ於テ簡略ニ其ノ理由ヲ陳述スルヲ得
先決問題ヲ提出セラレタル議案ノ發議者ハ先決問題ニ對シ其ノ意
見ヲ陳述スルノ權ヲ有ス

元老院ハ討議ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

第四十四條 討論ノ終結ヲ宣言スル前ニ議長ハ之レヲ議院ニ問フヘ
シ

討論終結ニ對シ發言ヲ請求スルモノアルトキハ議長ハ之ヲ許可セ
サルヘカラス然レトモ一名ノ演說者ニアラサレハ許可スルヲ得ス
若シ討論終結ノ表決ヲ檢スルコト二回ニ及ヒ仍其ノ表決ニ付キ疑
アルトキハ討論ヲ終結セス之ヲ繼續スヘシ
討論ノ終結ヲ宣告シタル後ハ問題ノ意義ニ關スルモノ、外ハ發言
ヲ許サス

第四十五條 元老院ハ秘密會議ヲ開クコトヲ決スルヲ得

秘密會議ノ請求ハ五名ノ議員其姓名ヲ手署シ之ヲ議長ニ呈出スヘ
シ其ノ決議ハ討論ヲ用非ス起立ニ依リテ之ヲ決ス
請求書ニ手署シタル者ノ姓名ハ議事録ニ記入スヘシ

秘密會議ヲ開キタル理由ノ消滅シタルトキハ議長ハ會議ヲ公會ニ
復スヘキコトニ關スル一千八百七十五年七月十六日ノ憲法第五條

ニ從ヒ議院ニ向ヒ其ノ公會ニ復スヘキヤ否ヲ問フヘシ
十一月十七日ノ憲法第五條ニ曰ク(元老院及代議士院ノ會議ハ公會ニ由リ
シ然レトモ各院ハ其ノ規則ニ定メタル議員ノ數ノ請求ニ由リ
秘密會議ヲ開クヲ得ヘシ次ニ各院ハ同事件ニ付キ過中數ノ多數ニ
依リ公會ニ復スヘキヤ否ヲ決スヘシ)

第四十六條 議長ハ會議ノ終結ヲ宣告スル前ニ議院ニ問ヒテ大會ノ
日時及議題ヲ定ムヘシ

斯ノ如ク院議ヲ以テ決シタル議事日程ハ議院内ニ揭示シ及官報ニ

公告スヘシ

第五章 表決

第四十七條 元老院ノ會議ニ付シタル問題ハ起立又ハ公開投票ニ依テ決スヘシ

第四十八條 元老院規則第五十條第五十一條第五十六條ニ記載シタル場合ヲ除クノ外總テノ問題ハ起立表決ヲ以テ決スヘシ

第四十九條 起立表決ハ議長及書記官之ヲ認定ス若シ表決ノ結果ニ疑アルトキハ更ニ之ヲ行フヘシ

何人モ第一回第二回表決ノ間ニ發言ヲ請求スルヲ得ス

第五十條 左ノ場合ニハ當然記名投票ヲ行フヘシ

第一 起立表決ヲナス二回ニ及ヒ仍ホ其ノ結果ニ疑アルトキ

第二 地方ノ利益ニ關スル法律案ヲ除キ總テ他ノ法律案ニ關スル

トキ

第五十一條 記名投票ハ總テノ問題ニ就テ請求セラル、ヲ得ヘシ

第五十二條 記名投票ハ起立表決前又ハ第一回ノ起立表決ノ結果ニ疑アルトキ直ニ之ヲ請求スルヲ得

第五十三條 記名投票ノ請求ハ議員十名以上ノ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ議長ニ呈出スルヲ要ス

第一回ノ起立表決ノ結果ニ疑アルトキハ一人ノ議員ハ口頭ヲ以テ記名投票ヲ請求スルヲ得

記名投票ヲ請求シタル議員及投票者ノ氏名ハ官報ニ記載スヘシ

第五十四條 記名投票ハ左ノ方法ニ因テ施行スヘシ

議長ハ先ツ各議員ニ對シ其ノ席ニ着クヘキヲ命ス各議員ハ其ノ氏名ヲ印刷シタル二葉ノ投票紙ヲ有ス其ノ白色票ハ同意ヲ表スルニ

用青票ハ反對ノ意ヲ表スルニ用ルモノトス議場取締ハ各議員ニ投票函ヲ提出シ之ニ其ノ票箋ヲ投セシム投票ヲ集メ終リタルトキ議長ハ投票ノ終結ヲ宣告シ投票函ヲ演壇ニ携出シ書記官ヲシテ投票ノ數ヲ計算セシメ其ノ結果ヲ宣告スヘシ

第五十五條 演壇ニ於ケル記名投票ハ十名ノ議員ニ依テ請求セラルハ得ヘシ此場合ニ於テハ元老院ハ討論ヲ用ルニ起立ニ因リテ之ヲ決スヘシ壇上記名投票ハ左ノ方法ヲ以テ之ヲ行フ
先ツ演壇ニ二個ノ投票函ヲ備置クコト

各議員ハ書記官ヨリ一ノ檢査球ヲ受ケタル后第一ノ投票函ニ票箋ヲ投シ第二ノ投票函ニ檢査球ヲ投スヘシ

書記官ハ前條ニ循ヒ投票ノ點檢ヲ行フヘシ

第五十六條 記名投票ヲ行フトキニ氏名點呼ヲ行フコトヲ請求スル

モノアルトキハ議院ハ討論ヲ用ルニ決スヘシ

氏名點呼ハ書記官ノ一人之ヲ行フ一度點呼ヲ終リタル後再ヒ表決セサル議員ノ氏名ヲ呼フヘシ

第五十七條 總會議各部及各委員會ニ於テ行フ選舉ハ總テ無名投票ヲ以テス

總會ニ於テ選舉ヲ行フトキハ二函ヲ壇上ニ設ク各議員ハ開封ノ狀袋ニ入レタル投票ヲ第一函ニ投シ第二函ニ檢査球ヲ投入スヘシ
票箋ノ點檢ハ各組三名ノ割合ヲ以テ抽籤ニ依テ定メタル立合人ノヲ爲ス(投票ノ點檢ハ數組ニ於テ之ヲ施行ス)

第五十八條 法律上ニ定メタル議員ノ過半數タル議員百五十人以上出席スルニアラサレハ有効ノ表決ヲ爲スヲ得ス出席員ノ數ハ議長局ノ認定スル所ニ依ル

出席員ノ數ヲ認定スルニ當リ議長局ニ異議アルトキハ總テ壇上表決ヲ行フ

出席員ノ不足ニ依リ表決ヲ行フ能ハサル場合ニハ更ニ表決ヲ行フ旨ヲ翌日ノ議事日程ニ記載ス翌日ノ表決ノ際ニハ出席員定足數ニ達セサル場合アリトモ有効ノ表決ヲナスヲ得

第五十九條 議事日程先決問題規則上ノ注意ニ關スル發言ハ主タル問題ニ先決權ヲ有ス右ノ發言アルトキハ總テ主タル問題ノ議事ヲ中止ス但シ演說中ノ議員ノ言論ヲ中止スルヲ得ス

第六十條 投票ノ確定トナルニハ法律上ノ過半數ノ多數即議員百五十一名ノ出席ヲ必要トス

第六十一條 法律案及發議案ハ各條毎ニ議定シタル後大體議定ヲ以テ會議ヲ終ルモノトス

修正案ハ原案ノ前ニ表決ニ付スヘシ

委員ヨリ提出シタル議案ヲ採用セサルトキハ政府及發議案提出者ニ於テ其ノ原案ヲ維持スルコトヲ宣言スルトキハ其ノ原案ニ移リ之ヲ表決ニ付スヘシ

第六十二條 問題ノ錯雜シタルトキ之ヲ分テ表決ニ付センコトヲ請求スルモノアルトキハ當然之ヲ行ハサルヘカラス

第六章 元老院ニ提出シタル法律案

第六十三條 政府ノ名義ニテ提出スル法律案ハ大臣ノ一人ヨリ之ヲ元老院ノ議長局ニ提出スヘシ但シ議長局ニ提出スル前ニ元老院ハ公會ニ於テ其ノ法律案ノ朗讀ヲ請求スルヲ得

此ノ法案ハ理由書ト共ニ印刷シ之ヲ配付スヘシ
此ノ草案ハ第三章ニ規定シタル法式ニ從ヒ討論セラル、爲メ議長

ヨリ之ヲ各部ニ送付スヘシ

第六十四條 委員ノ報告ハ朗讀ノ後議長局ニ提出スヘシ議院ハ議長ノ發議ニ依リ討論ノ日ヲ定ムヘシ

第六十五條 如何ナル法律案ヲ問ハス至急ノ場合ヲ除クノ外二讀會ヲ經タル後ニアラザレハ確定議決ヲ爲スヲ得ス讀會間ノ日數ハ五日以下ニ下ルコトヲ得ス

第一讀會ニ於テハ先ツ議案ノ大體ニ就テ議シ次ニ其ノ個條及之ニ加ヘタル修正ニ就テ議スヘシ右終了ノ後議院ハ第二讀會ニ移ルヤ否ヲ決スヘシ

第二讀會ニ於テハ各條及修正ニ付テ議ス議案ノ確定表決ヲ爲ス前ニ各議員ハ議案ノ大體ニ付キ採可若クハ廢棄ニ就キ其ノ意見ヲ呈出スルノ權利ヲ有ス

第六十六條 凡テ修正ハ書面ニ認メ之ヲ議長ニ呈出スヘシ

修正案説明ノ後賛成者ナキトキハ其ノ修正案ハ議題トナルヲ得ス第六十七條 會議中ニ提出セラレ表決ニ付セラレザリシ修正案ハ次回會議前ニ印刷シテ配付スヘシ

第六十八條 第一讀會終了後ニ提出セラレタル修正案ハ少クモ第二讀會ノ一日前ニ委員ニ送付シ各議員ニ配附セサルヘカラス

第六十九條 修正案若シ第二讀會中ニ提出セラレタルトキハ演壇ニ於テ簡易ニ其ノ主意ヲ述ヘ報告委員ハ右ノ説明ニ付キ其ノ意見ヲ述フヘシ元老院ハ其ノ修正ヲ會議ニ付スヘキヤ否ヲ討論ヲ用キス起立ニ依テ之ヲ決ス修正ヲ議案トナスニ決シタルトキハ其ノ修正案ヲ委員ノ調査ニ付シ且之ヲ印刷配付スヘシ又之ヲ提出シタル日ニ於テ議定スルヲ得ス

第七十條 第二讀會ニ於テ廢棄セラレタル法案ハ總テ三個月以内ニ再ヒ提出スルヲ得ス

第七十一條 二讀會ノ議事法ハ歲計豫算法、財政ニ關スル法律案及地方ノ利益ニ關スル法律案ニ適用セス此等ノ法律議定ニ就テハ一讀會ヲ以テ充分ナリトス此ノ一讀會ノ手續ハ第八章ヲ以テ規定シタル至急宣言ノ場合ニ於ケル方法ニ依ル

然レトモ會議間ニ提出シタル修正又ハ追加ノ個條ハ第六十九條ニ記載シタル手續ヲ履行スヘシ

第七十二條 元老院會議ノ決議ハ議長ヨリ左ノ語ヲ以テ宣告スヘシ
(元老院ハ採可セリ)又ハ(元老院ハ採可セス)

第七十三條 元老院ニ於テ一千八百七十五年七月十六日ノ憲法第八條爲シテ及之ヲ確證スヘシ
國家ノ利益及安寧上ニ於テ許ストキハ之ヲ兩院

ニ通知スヘシ、議和貿易ノ條約、國家ノ財政ニ關スル條約又ハ人ノ身分及外國ニ在ル佛國西人ノ所有權ニ關スル條約ハ兩院ニテ議定シタル後ニテ之ヲ併ハ法律ニ依ルニテ行フヲ得ス、ニ從ヒ政府ヨリ外國政府ト締結シタル條約ノ認可ヲ本院ニ請求スル議案ニ付テハ各條ノ議決ヲ爲サス又修正ヲ提出スルヲ得ス

第一讀會又ハ第二讀會ニ於テ條約ノ個條ニ付キ故障ヲ申立ツルモノアルトキハ議案ヲ委員ニ付託シ會議前少クモ二十四時間前ニ印刷配付セラレシコトヲ請求スルノ場合ト同一ノ手續ヲ爲サ、ルヘカラス

若シ元老院ニ於テ討議ヲ用非ス委員ニ付託スルニ決シタルトキハ委員ハ確定ノ議決前ニ其ノ故障ヲ生シ及調査ニ付シタル箇條ノ大體ニ付テ報告ヲ爲シ之ヲ印刷配付スルヲ要ス委員ハ法律案ノ採可廢棄又ハ延期ヲ決スヘシ

若シ元老院ニテ延期ニ決議シタルトキハ左ノ如キ理由ヲ付スヘシ
 (元老院ハ條約ノ某個條(延期ヲ爲ス全部ノ簡條ヲ記スルコト)ニ付キ更
 ニ政府ノ注意ヲ請ヒ其ノ認可ノ許可ヲ與フルヲ延期ス)
 至急ノ宣告アリタル場合ニハ故障ノ生セサル簡條ノ討議ヲ終リタ
 ル後ニ委員ハ其ノ調査ニ付シタル簡條ニ關スル報告ヲ提出スヘシ
 議院ニ於テ廢棄又ハ延期シタル條約認可ノ法案ハ何時ニテモ再ヒ
 議院ニ提出スルヲ得

第七十四條 一千七百七十五年七月十六日ノ憲法第七條 一千八百七

十六日ノ憲法第七條ニ曰ク(大統領ハ確定シタル法律ヲ政府ニ送達シタル月
 内ニ法律ヲ頒布スヘシ又兩院ノ議定ニ由リ至急ト宣告セラレタル法律ハ三
 日以内ニ頒布スルヲ要ス又兩院ニ對シ更ニ會議ヲ爲スヲ請求スルヲ得ヘシ此
 合ニ於テ兩院ハ之ニ從ヒ大統領ヨリ元老院ニ對シ更ニ會議ヲ爲スヘ
 キコトヲ請求スルトキ其ノ理由ヲ付シタル傳達書ハ印刷配付スル

ヲ要ス

元老院ハ諸部ニ集會シ更ニ會議ヲ爲スヘキコトニ付キ報告委員ヲ
 選舉スヘシ

第七章 發議、疑問質問

第七十五條 議員發議ヲ爲ストキハ書面ヲ以テ議長ニ提出スヘシ議
 長ハ其ノ發議ヲ朗讀シタル後特別委員ニ付スヘシ但第十八條ニ規
 定シタル例外ノ場合ハ此限ニアラス

第七十六條 前條ノ委員ハ其ノ審査ニ付セラレタル各發議案ニ付キ
 二十日以内ニ簡短ナル報告書ヲ提出スヘシ報告書ニハ單ニ其ノ發
 議案ヲ議題トスヘキヤ否ノ點ノミヲ記スヘシ
 委員若シ其ノ審査ニ付セラレタル發議案ハ他ノ委員會ニ於テ審査
 スヘキモノト認メタルトキハ口頭ヲ以テ他ノ委員ニ其ノ發議案ヲ

送付スル者ヲ通知スルコトヲ得

第七十七條 發議案討議ノ日ニ元老院ハ其ノ發議案ヲ議題トスヘキ
ヤ否ヤニ付テ議決シ若シ議題トスヘキニ決シタルトキハ第六章ニ
定メタル法律案ニ關スル總テノ方式ニ依リ發議案ヲ處分スヘシ

第七十八條 發議案ノ提出者ハ發議案コ付キ討議始マリタル後ト雖
モ其ノ發議案ヲ撤回スルコトヲ得若シ他ノ議員ヨリ其ノ發議案ヲ
提出シタルトキハ討論ヲ繼續スヘシ

第七十九條 元老院若シ議題トナリタル發議案ヲ否決シタル場合ニ
ハ其ノ議案ハ三ヶ月以内ニ再ヒ提出スルコトヲ得ス

若シ議題トナラサルトキハ六ヶ月以内ニ再ヒ提出スルコトヲ得ス
第八十條 議員内閣大臣ニ質問セントシ其ノ承諾ヲ得タルトキハ議
長ノ許可ヲ經テ發言スルコトヲ得疑問ノ提出者ハ二回以上發言ス

ルコトヲ得ス他ノ議員ハ發言ノ權ヲ有セス

第八十一條 内閣大臣ニ質問ヲ提出セント欲スル議員ハ書面ヲ以テ
議長ニ請求スヘシ質問ノ請求書ニハ簡短ニ質問ノ目的ヲ述フヘシ
議長ハ議院ニ向テ質問請求書ノ朗讀ヲナスヘシ

議員ハ他ノ議員ニ向テ質問スルコトヲ得ス
元老院ハ内閣員ノ説明ヲ聽キタル後ニ討論ヲ用キテ起立ニ依テ質
問ノ日時ヲ定ム

内閣ノ政略ニ關スル質問ハ一ヶ月以上延期セラル、コトヲ得ス
第八十二條 質問ニ關スル理由ヲ付シタル議題ハ書面ヲ以テ議長ニ
提出セサルヘカラス理由ヲ付セサル議題ハ常ニ先決ノ權ヲ有ス

第八十三條 理由ヲ付セサル議題ヲ否決シタル場合ニ於テ若シ政府
員ノ請求アルトキハ其ノ議題ハ當然各部ニ送付スヘシ

若シ議員ノ請求アルトキハ議院ハ各部ニ送付スルコトヲ議スルコトヲ得

各部ニ送付スルコトニ決シタルトキハ一ノ委員ヲ選舉シ委員ノ報告ヲ待テ元老院ハ簡短ニ其ノ報告ニ付キ議決ヲナスヘシ

第八十四條 委員ノ決議ハ先ツ議決ニ付スヘシ若シ議院ニ於テ可決シタルトキハ質問ハ終結シタルモノトス

若シ委員ノ決議カ否決セラレタルトキハ理由ヲ付シタル議題ヲ其ノ討議セラレタル順序ニ依テ議決スヘシ但先決問題ノ議決セラレタル場合ニハ此ノ順序ニ依ルヲ要セス

第八十五條 一議員ノ撤回シタル質問ハ他ノ議員ニ依テ再ヒ提出セラル、コトヲ得

第八章 至急ノ宣言

第八十六條 法律案又ハ發議案ヲ提出スルトキニハ至急ノ宣言ヲ請求スルコトヲ得

至急ノ宣言ハ政府又ハ發議案ノ提出者又ハ其他ノ議員ニ依テ請求セラル、コトヲ得至急宣言ヲ請求スル書面ニハ理由ヲ付スヘシ

第八十七條 政府ヨリ至急ノ宣言ヲ請求シタルトキハ議院ハ直ニ至急ヲ宣言スヘキヤ否マニ付キ議決ヲナスヘシ議員ノ起草ニ成ル發議案ニ付キ至急宣言ノ請求アリタルトキハ此ノ請求ヲ爲シタル議員ハ會議ノ初ニ議長ニ書面ヲ以テ其ノ請求ヲ爲シ議長ハ至急宣言ノ請求アリタルコトヲ會議ニ報告スヘシ至急宣言ニ關スル表決ハ會議ノ終ニ於テ之ヲ施行スヘシ其ノ表決ハ議事日程ヲ定ムル前ニ之ヲ爲スモノトス

至急宣言ノ請求可決セラレタルトキハ議院ハ委員又ハ各部ニ送付

スヘキヤ否ヤヲ決ス

第八十八條 至急宣言ノ請求ハ報告提出ノ後ニ請求セラル、コトヲ得右ノ場合ニハ前條ニ於テ規定シタル至急宣言ニ關スル總テノ規則ニ從フヘシ二十人以上ノ請求アルトキハ元老院ハ直ニ至急宣言ノ請求ニ付キ議事ヲ開クコトヲ得

前項ノ至急宣言ヲ請求シタル議員ノ氏名ハ官報ニ記載スヘシ本條ノ規定ハ懲罰委員ノ報告書ニハ適用セルモノトス

懲罰委員ノ報告ハ總テ他ノ會議前第六十四條ノ規定ニ依リ印刷配付スルモノトス

第八十九條 討論ハ法律案又ハ建議案ノ大體ニ付テ之ヲ爲スヘシ議長ハ逐條議ニ遷ルヘキヤ否ヤヲ議院ニ問ヒ之ヲ決スヘシ

第九十條 議院若シ逐條議ニ遷ルコトヲ否決シタルトキハ發議案又

ハ法律案ハ否決セラレタルモノトス

議院若シ逐條議ニ遷ルコトヲ可決シタルトキハ討論ヲ繼續スヘシ討論ハ逐條及其ノ各條ニ付シタル修正案ニ付テ之ヲ爲スヘシ

第九十一條 討論中ニ提出セラレタル總テノ修正案又ハ總テノ追加案ハ演壇上ニ於テ簡短ニ其ノ理由ヲ述フヘシ内閣大臣又ハ委員ニ於テ委員ニ付託センコトヲ請求シタルトキハ當然之ヲ委員會ニ送付スヘシ

委員會ニ付スルノ請求ナキトキハ議員ハ報告員ノ意見ヲ聽キタル後討論ヲ用井ス起立ニ依テ修正案又ハ追加案ヲ議題トスヘキヤ否ヤヲ決ス若シ議題トスヘキコトニ決シタルトキハ其案ハ委員ノ審査ニ付スヘシ

第九十二條 各條討論ノ後ハ發議案ノ大體ニ付テ表決ヲナスヘシ

定表決ノ前ニ議員ハ議案ノ採可又ハ廢棄ニ關シテ大體ノ意見ヲ陳述スルコトヲ得

議員ハ大體ニ付キ表決ヲナス前ニ議案ノ條項ヲ整理スル爲ニ委員ニ付スルコトヲ得若シ委員ヨリ之ヲ請求シタルトキハ當然其ノ委員ニ送付セサルヘカラス

前項ノ場合ニハ委員ハ直ニ其ノ報告ヲナサハルヘカラス委員其ノ報告ヲナシタルトキハ議場ニ於テ之ヲ朗讀シ單ニ委員ノ整理シタル條項ノミニ付テ討議ヲナスヘシ

第九十三條 議院若シ至急ノ請求ヲ否決シタルトキハ發議案又ハ法律案ハ通常ノ手續ヲ以テ審査シタル後會議ニ付セサルヘカラス發議案又ハ法律案ニ付テ至急ヲ宣言シタル後議員ノ請求アルトキハ委員ノ報告ヲ聽キタル後通常ノ手續ニ復スルコトヲ得至急ヲ宣

言シタル議案ヲ通常ノ手續ニ復スルノ請求ハ逐條會議ヲ開ラキタル後ニハ提出スルコトヲ得ス但逐條會議ノ後法律案ノ大體表決ヲナス前ニハ右ノ請求ヲ提出スルコトヲ得

第九十四條 議院法律案ヲ議決シタル後議員ノ請求アルトキハ議長ハ千八百七十五年七月十六日ノ憲法第七條ニ依リ三日内ニ至急發布スヘキヤ否ヤヲ議院ニ問フヘシ

第九章 請願

第九十五條 請願書ニハ總テ請願人ノ署名ヲナシ請願人又ハ請願人數人アル場合ニハ其ノ中一人ノ住所ヲ記載スヘシ

請願書ニハ相當官吏ノ與書ヲ要ス

相當官吏若シ與書スルコトヲ拒ミタルトキニハ請願人ハ請願書ニ其旨ヲ記載スヘシ

請願書ハ議長ニ提出スヘシ

請願書ハ議員ノ紹介アルトキハ書記官ニ提出スルコトヲ得
屋外ノ集會ヨリ成ル請願書ハ議長之ヲ受理セス又之ヲ議長局ニ提出スルコトヲ得ス

第九十六條 請願書ハ其ノ到着ノ順序ニ依テ請願書表ニ記載スヘシ
請願書表ニハ請願ノ目的請願人ノ住所氏名ヲ記スヘシ請願書表ハ印刷シテ各議員ニ配布スヘシ

第九十七條 請願書表ニ記載セラレタル請願ハ請願委員ニ送付スヘシ

特別委員ノ審査ニ付セラレタル議案ニ關スル請願ハ議長直ニ其ノ委員ニ送付スヘシ議長ニ於テ前項ノ送付ヲナサルトキハ請願委員ニ於テ之ヲ送付スルコトヲ得

議員ハ議長ノ許可ヲ得ルトキハ請願書ヲ閱覽スルコトヲ得

第九十八條 請願委員ハ請願書ヲ審査シタル後左ノ區別ヲナスヘシ

内閣大臣ニ送付スヘキ請願

内閣大臣ニ送付シ且ツ議院ニ於テ審査スヘキ請願

議院ニ於テ審査スルヲ要セサル請願

請願ニ關シテ議員ノナシタル議決ハ請願人ニ通知スヘシ

第九十九條 請願人ノ住處氏名請願ノ目的請願報告者ノ氏名及簡單ナル理由ヲ付シタル請願委員ノ決定ハ毎月各議員ニ配布スヘシ請願委員ハ請願書到着ノ順序請願人ノ氏名及請願委員ノ決定ノミヲ記載スルヲ得但シ此ノ場合ニハ請願委員全會一致ノ決議ヲ經サル可ラス

第一百條 請願書到着ノ順序ニ拘ハラズ議員ハ請願書表配布ヨリ一ケ

月以内ニ於テ公會議ニ於テ其ノ請願ノ報告ヲ請求スルコトヲ得右ノ請求ハ書面ヲ以テ議院ニ提出セサルヘカラス右ノ請求アリタルトキハ公會議ニ於テ報告セサル可ラス
前項ノ期限過キタル後ニハ委員ノ決定ハ請願ニ對シテ確定シタルモノトス

第一百一條 委員ハ公會ニ於テ請願ノ報告ヲナスヘシ請願ノ報告ニ付テ先決問題又ハ至急請求ノ動議ヲ提出スルコトヲ得右ノ場合ニハ議員ハ討議ヲ用ヒス起立ニ依テ之ヲ決スヘシ

第一百二條 請願書ヲ送付セラレタル委員ハ其ノ報告ヲナストキニ請願ニ依テ同ク報告ヲナスヘシ

六ヶ月ノ期限内ニ於テ内閣大臣ハ各議員ニ配付セラレタル請願報告書ニ付テ爲シタル處分報告ヲナサハルヘカラス

第十章 請暇

第一百三條 議員ハ正當ノ理由ナクシテ缺席スルコトヲ得ス至急ノ場合ニハ議長ハ請暇ノ許可ヲ與フルコトヲ得但シ其ノ旨ヲ議員ニ報告スルヲ要ス

第一百四條 請暇書ハ第十七條ニ規定シタル委員ニ送付シ其意見ヲ問フ可シ

第一百五條 議長ハ請暇書ヲ議場ニ報シ各請暇ニ關スル請暇委員ノ意見ヲ報告ス可シ

第一百六條 請暇ヲ得スシテ缺席シタル議員ハ其ノ缺席間歳費ヲ受クルノ權ヲ失フモノトス請暇ノ許可ヲ得タル議員ニシテ請暇期限外ニ缺席スル者亦同シ

第一百七條 六會期ノ間氏名點呼ニ應セス又ハ各部各委員會公會議ニ

出席セサル者又ハ投票ニ關カラサル者ハ正當ノ理由ナクシテ缺席シタル者ト認ム

正當ノ理由ナクシテ缺席シタルヤ否ヤノ事實ハ監察官之ヲ認定スルモノトス

缺席議員ニシテ其缺席ヲ證明スヘキ理由ナキトキハ其ノ議員ノ氏名ヲ正當ノ理由ナクシテ缺席シタル者トシテ官報ニ掲載ス

請暇ノ許可ヲ得タル者ト官報ニ記載セラレタル議員ハ其ノ請暇期限内表決ニ預カルコトヲ得ス但シ請暇期限内ト雖モ其ノ出席ノ旨ヲ議長局ニ通シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一章 元老院内部及ヒ外部ノ警察議長ノ權

第八條 議長ハ元老院内部及ヒ外部ノ安寧ヲ保持シ議長必要ト認ムルトキハ右ノ警察權ヲ行フ爲メニ元老院内ニ設クヘキ衛兵ノ數

ヲ定ムルコトヲ得

元老院ノ警衛ニ供スル衛兵ハ總テ議長ノ指揮ヲ受クヘキモノトス議長ハ元老院内ニ住居スヘシ

第九條 元老院ノ警察ハ其ノ名義ニ於テ議長之ヲ行フ

第十條 何等ノ理由アルモ議員外ノ者ハ元老院ノ議場内ニ入ルコトヲ得ス

第十一條 會議中傍聽席ニ在ル者ハ起立ス可ラス帽子ヲ着ス可ラス又總テ靜肅ニスヘシ

第十二條 傍聽席ニ在テ賛成又ハ反對ノ意ヲ表スル者アルトキハ

守衛ハ秩序ヲ保持スル爲メ直チニ傍聽席ヨリ退場セシムヘシ

第十三條 會議ヲ亂ス者ハ何人ヲ論セス直チニ當該官廳ニ引渡スヘシ

第十二章 懲罰

第一百十四條 元老院議員ニ適用スヘキ懲罰ハ左ノ如シ

一 喚戒

二 議事録記載ノ喚戒

三 退場ノ懲戒

第一百五條 第四十二條ニ依テ規定セラレタル規則ニ違犯シ又ハ他ノ方法ニ由テ秩序ヲ紊ス議員ハ總テ懲戒ニ處ス

同一會議中再ヒ喚戒ヲ受ケタル者ハ其ノ旨ヲ議事録ニ記載スヘシ
第一百十六條 喚戒ハ議長特リ之ヲ行フ喚戒ニ處セラレタル議員ハ議長ノ認可ヲ得ルトキハ自カラ辨明スル爲メニ發言スルコトヲ得
發言ヲ許可セラレタル議員ニシテ喚戒セラレタル者ハ會議ノ終リニアラサレハ辨明ノ爲メニ發言ノ許可ヲ得ルコト能ハス但シ議長

ノ特別ノ許可アルトキハ此ノ限ニ在ラス

議長若シ喚戒ヲ維持スルトキハ書記官ハ其ノ旨ヲ書留ムヘシ

第十七條 議員同一會議中再ヒ喚戒ニ處セラレタルトキハ議長ハ

當日ノ會議中發言ヲ禁スルコトヲ發議スルコトヲ得

前項ノ場合ニハ議院ハ討論ヲ用キス起立ニ依テ之ヲ決スヘシ

第一百十八條 左ノ議員ハ懲戒ニ處ス

一 議事録記載ノ喚戒ヲ受ケ尙ホ悛メサル者

二 公會議ニ於テ騷擾ヲ挑撥シ又ハ同盟シテ議事ヲ妨ケンコトヲ

企テタル者

三 屋外集會ヨリ提出スル請願ヲ議院ニ紹介シタル者

四 議員ニ對シ又ハ内閣員ニ對シテ侮辱若シハ脅迫ヲナシタル者

第一百十九條 左ノ議員ハ退場ノ懲戒ニ處ス

- 一 通常ノ懲戒ニ抗シタル者
 - 二 同一ノ會議中通常ノ懲戒ヲ受クルコト二度ニ及ヒ尙ホ懲戒ニ該ルコトヲナシタル者
 - 三 公會議ニ於テ亂暴ノ舉動ヲナシ若ハ内亂又ハ國憲紊亂ノ所爲ヲ挑撥シタル者
 - 四 元老院又ハ元老院ノ一部又ハ議長ニ對シ侮辱ノ舉動ヲナシタル者
 - 五 代議院又ハ共和國大統領ニ對シテ侮辱ノ舉動ヲナシタル者
- 第百二十條 退場ノ懲戒ヲ受ケタルトキハ直チニ元老院ヨリ退場シ次ノ三會議間出席スルコトヲ得ス
- 議長退場ヲ命シ其ノ命ニ從ハサルトキハ會議ヲ中止スヘシ
- 第百二十一條 通常懲戒及ヒ退場ノ懲戒ハ討論ヲ用キス起立ニ依テ

之ヲ決ス但シ懲戒ノ發議ハ議長ノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

懲戒ノ發議ヲ受ケタル議員議長ノ許可ヲ得ルトキハ自カラ辨明セ又ハ他ノ議員ニ代リテ辨明セシムル權ヲ有ス

通常懲戒又ハ一時退場ノ懲戒ヲ命スル元老院ノ決議ハ常ニ議事録ニ記入スヘキモノトス

第百二十二條 通常懲戒又ハ退場ノ懲戒ヲ受ケタルモノハ其ノ自費ヲ以テ懲戒ニ關スル議事録ノ部分ヲ千部印刷シテ之ヲ各所ニ揭示セサルヘカラス

前項ノ揭示ハ其ノ議員ノ選出セラレタル州ノ各邑ニ於テスヘシ

懲戒ヲ受ケタル議員若シ終身議員ナルトキハ前項ノ揭示ハ巴里ノ各區及ヒセーヌ州ノ各邑ニ於テスヘシ

第百二十三條 議場騷擾シ議長之ヲ整理スルコトヲ得サルトキハ議

長ハ帽子ヲ戴クベシ帽子ヲ戴テ猶ホ止マサルトキハ會議ヲ中止ス
ル旨ヲ宣言スヘシ

議場鎮靜セサル場合ニハ議長ハ一時間議事ヲ中止ス

此ノ場合ニハ各議員ハ各其ノ所屬ノ部ニ退クヘシ一時間經過シタ
ルトキハ更ニ議事ヲ開ク議場再ヒ騷擾アルトキハ議長ハ會議ヲ中
止シ之ヲ翌日ニ延スヘシ

第二百二十四條 議場内ニ於テ議員罪ヲ犯シタルトキハ議長ハ會議ヲ
中止シ其旨ヲ議場ニ報告スヘシ

前項ノ場合ニハ議員ハ議長ノ命ニ從ヒ議長室ニ赴キ議長局ニ辨明
セサルヘカラス

議長局ハ調査ヲ作り之ヲ當該ノ官廳ニ送付スヘシ

第十三章 元老院ニ送付セラレ又ハ元老院ヨリ代議院ニ送付ス

ヘキ法律案及發議案

第二百二十五條 同一目的ヲ有スル法律案若クハ發議案ノ兩院ニ於テ
同時ニ提出セラレタル場合ニ代議院ニ於テ既ニ其ノ討議ヲ始メタ
ルトキハ元老院ハ代議院ノ確定議決ノ後ニアラサレハ其法律案又
ハ發議案ヲ議事日程ニ登載スルヲ得ス

第二百二十六條 元老院ニ於テ議決セラレタル法律案ハ議長ノ手ヲ經
テ之ヲ其提出シタル内閣大臣ニ送付スヘシ

若シ政府ヨリ前項ノ法律案ヲ一箇月内ニ代議院ニ提出セザルトキ
ハ元老院ハ其法律案ヲ再ヒ提出スルヲ得此ノ場合ニハ元老院議
長ハ之ヲ代議院議長ニ送付スルノモトス但シ至急ノ場合ニハ一箇
月ノ期限ヲ三日間ニ短縮スルヲ得

元老院ニ於テ決議セラレタル法律案ハ元老院議長ヨリ代議院議長

ニ直チニ送付併セテ其旨ヲ政府ニ通知スヘシ

第二百二十七條

代議院ニ於テ議決セラレタル議員起草ノ法律案ニシテ元老院議長ニ送附セラレタルトキハ政府ヨリ提出セラレタル法律案ト同一ノ續手ヲ以テ之ヲ審査スヘシ

代議院ヨリ送附ノ議決法律案ニシテ至急ノ旨ヲ通知シ來リタルトキハ元老院ハ至急議案トスヘキヤ否ヲ議決スヘシ

第二百二十八條

代議院ニ於テ議決セラレタル法律案ヲ修正セズシテ元老院之ヲ可決シタルトキハ元老院議長ハ其ノ法律案ヲ提出シタル内閣大臣ノ手ヲ經テ共和國大統領ニ送付スヘシ

第二百二十九條

元老院ニ於テ議決セラレタル法律案ヲ代議院ニ於テ修正シタルトキハ元老院ハ其ノ法律案ヲ再ヒ會議ニ付シ又ハ各部ニ送付シ其ノ法律案ヲ審査シタル委員會ニ付スルコトヲ得若シ議

員ノ發議アルトキハ元老院ハ修正ノ箇條ニ付テ協議ヲナス爲メニ

代議院ノ委員ト協議會ヲ開ク爲メニ元老院ハ連名投票ヲ以テ十一人ノ委員ヲ選舉シ前項ノ協議會ニ關スル委員ノ權限ヲ定ムコトヲ得

第三百十條

兩院ノ協議一致シタルトキハ元老院ニ於テ選舉シタル委員ハ其旨ヲ議場ニ報告スヘシ元老院ハ兩院協議員ノ協議シタル箇條ニ付テ討議ヲ爲スヘシ

元老院ニ於テ兩院協議會ノ提出案ヲ否決シタルトキハ其ノ法律ハ政府ノ起草ニ係ルニアラザレハ二箇月以内之ヲ議事日程ニ再ヒ載スルコトヲ得ス

兩院ノ協議委員互ニ一致セザル場合又ハ元老院ニ於テ其ノ最初ノ決議ヲ變更セザル場合ハ猶ホ前項ニ同シ

第三百十一條

元老院ニ於テ議決セラレタル法律案又ハ發議案ニシ

ヲ代議院ニ於テ否決セラレタルトキハ三ヶ月以内再ヒ會議ニ付ス
ルコトヲ得ス但シ政府ヨリ提出シタルモノハ此ノ限リニアラス

第十四章 會計

第三百二十二條 元老院ノ行政事務ニ關スル經費ノ監督ニ任セラレタ
ル委員ハ第十六條ニ因テ選舉スヘシ但シ其ノ年限ハ會計年度ニ同
シ

第三百二十三條 會計委員ハ既ニ決算報告ヲ經タル會計及ヒ未ク決算
報告ヲ經サル會計ヲモ検査ス

會計委員ハ元老院ノ豫算ヲ調製シ之ヲ其ノ議決ニ付ス

元老院ノ豫算ハ政府ノ豫算ト同一ノ會計年度ニ依ル

第三百二十四條 各會計年度ノ終リニ於テ會計委員ハ其ノ職務ノ報告
ヲ議院ニ爲スヘシ

第三百三十五條 元老院ノ會計ハ監察官之ヲ掌ル監察官ハ會計又ハ總

ヲ議院内行政ノ職務ヲ委任スヘキ者ヲ互選ス監察官ニ於テ右ノ委
任スヘキ者ノ選擇ニ付キ一致セザルトキハ議長局ニ於テ之ヲ定ム
ヘシ

第十五章 雜則、總代、徽章、事務ノ分割、内部規則

第三百三十六條 總代ハ抽籤ニ依テ之ヲ定ム總代ノ數ハ議院之ヲ議決
ス

第三百三十七條 副議長一人書記官二人ハ必ス總代ノ中ニ入ルヘシ

第三百三十八條 公共ノ儀式又ハ元老院議員ノ身分ヲ知ラシムルコト
ヲ要スル場合ニハ元老院議員ハ徽章ヲ付クヘシ此ノ徽章ハ元老院
ノ議長局ニ於テ之ヲ定ム

第三百三十九條 元老院ノ事務ハ立法事務及行政會計事務ニ分ツ立法